KNOW NEWS LETTER

NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER

2024.3
第110号

公益財団法人
麻薬・覚せい剤乱用防止センター
Drug Abuse Prevention Center

NEWS LETTER

2024.3・第110号

CONTENTS

随想
- 最近の薬物情勢について
  厚生労働省関東信越厚生局麻薬取締部長　橋本　隆志 …… 1

かいせつ
- 大麻を巡る最近の話題
  湘南医療大学薬学部学部長・星薬科大学名誉教授　鈴木　勉 …… 2
- 今こそ思い起こすべきこと～未来へ向けて～
  (公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター　理事長　藤野　彰 …… 6

誌上研修「薬物乱用防止指導者のための実践講座」
- 持続可能な薬物乱用防止教室の実践
  ライオンズクラブ国際協会　330-B地区　薬物乱用防止・クエスト委員長　谷川　亘 …… 8
- 高校におけるパワーポイント形式の実践
  薬物乱用防止・クエストアドバイザー　小池　和子 …… 9
- グループワーク方式で行う薬物乱用防止教室～小学校編～
  横浜旭ライオンズクラブ　吉田　正利 …… 14
- 薬物乱用防止教室の冒頭でくすり教育を
  一般社団法人　くすりの適正使用協議会理事長　俵木　登美子 …… 16
- 第六次薬物乱用防止五か年戦略 …… 18
- センターだより …… 30
- ご寄付団体及び賛助会員 …… 32

最近の薬物情勢について

厚生労働省関東信越厚生局
麻薬取締部長
橋本隆志

まずは年初早々に発生した能登半島地震で被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

さて、「十年ひと昔」などと言いますが、平成二五年十月、当時全国的に乱用が拡大していた危険ドラッグ（指定薬物）対策の一環として麻薬取締官に指定薬物に対する取締権限を付与いただいてから、昨年で十年を迎えました。

当時を振り返ると、東京を始めとした大都市の繁華街には「合法ハーブ」などと看板を掲げた店舗が平然と軒を連ね、後に麻薬や指定薬物に指定されるような「危険ドラッグ」が合法と称し公然と販売されていました。

そして、危険ドラッグを乱用した者が運転する自動車に何の落ち度もない方がはねられて亡くなる、という痛ましい事故が発生したことをきっかけに、翌年には政府一体となって対策を講じることとなりました。そして、関係省庁が一丸となって取り組んだ結果、危険ドラッグ店舗はゼロとなったのです。

しかし振り返ってみると危険ドラッグとの戦いはここで終焉を迎えたというわけではありませんでした。

平成二十年頃は大学生などの若者を中心に大麻の乱用が広がっていましたが、その大麻の乱用は、検挙者で見てみると平成二一年に三、〇〇〇人を超えたのをピークに減少に転じ、その後、危険ドラッグの広がりとは反対に減少を続け、平成二五年にはほぼ半数の約一、六〇〇人にまで減りました。

ところが、平成二六年から、今度は危険ドラッグ店舗が減少を始める一方で大麻事犯の検挙者が反転急増し、令和三年には過去最高の五、七八三人を記録しました。これを書いている時点ではまだ明らかになっていませんが、昨年の統計では、大麻事犯の検挙者が覚醒剤事犯の検挙者数を超えている可能性もあります。そうであれば、今はまさに「大麻乱用期」の渦中にあるというほかありません。

この要因としては、「大麻を乱用していた者が、逮捕されない危険ドラッグの乱用に十年前はシフトしていたが、危険ドラッグの規制が厳しくなったことを受けて、再び大麻に回帰してきたこと」だけでなく、「十年前に危険ドラッグをきっかけに薬物乱用を始めた者が、同様の効果を求めて大麻を乱用し始めたこと」があったのではないかとも思われます。

後者についていうと、薬物乱用による悪影響に対する理解不足から「健康を害する」「社会生活に支障がでる」などにまで思いが至らず、「合法なのだから」「逮捕されないのだから使ってもいい」と軽い気持ちで危険ドラッグに手を出してしまった人が、後になって薬物乱用をやめることができなくなって後悔するという実態を我々麻薬取締官は現場で目にしてきました。

そして今はどうでしょうか。今度は大麻の乱用に加えて「合法大麻」と称する新たな危険ドラッグが蔓延し始め、昨年秋ごろから健康被害の報道もあり、社会問題となっています。

「合法大麻」とは、大麻の有害成分であるＴＨＣ（テトラヒドロカンナビノール）の構造を一部変換した化学物質を含有する危険ドラッグであり、物によってはＴＨＣよりも危険かもしれない物質が含まれている可能性があるのです。

この問題の対策に手間取れば、「乱用しても捕まらない」薬物の乱用に手を染める若者が再び増え、その結果、この十年と同様に違法薬物の乱用まで拡大していくであろうことは想像に難くありません。

平成二〇年代半ばの危険ドラッグ禍が収束した際、当時の関東信越厚生局麻薬取締部長は「乱用の種がまかれ、いつ次の大きな乱用が訪れるかわからない今の状況は、梅雨時期の晴れ間のようなものだ」と警告していました。

そして、今、警告のとおり大麻乱用期の中で再び危険ドラッグとの戦いに立ち向かわなければならない時がきました。麻薬取締部は、都道府県庁や警察などの関係機関と協力して、薬物乱用拡大のスパイラルを食い止めるための取組を進めてまいります。

薬物乱用を根絶するには、薬物の供給を遮断し、需要を削減することが重要だと言われます。確かにそのとおりだと思う一方で、堅苦しくて伝わりにくい言葉にも感じています。

私は、薬物乱用というものを、社会という大きな船に開いた穴に流れ込んでくる水のようなものだと思っています。そのまま放置すれば、何時しか船は傾き、そして沈んでしまうでしょう。

そうなることを防ぐため、麻薬取締部は、流れ込んでくる水を汲み出すかのように、海外から流入する薬物を水際で阻止し、国内に流通させる密売組織や乱用者を検挙し開いた穴を塞ぐ努力をしています。また、それと併行して一度塞いだ穴が再び開くことがないように、再乱用防止事業などにも取り組んでいます。

しかし、長い視点で見るならば「そもそも穴が開かないようにすること」、つまり一次予防が極めて重要なことであることは明白です。

何よりもまず、乱用に踏み出さないようにする予防啓発が有効に作用してこそ、薬物乱用の根絶は近づいてくるものと信じています。

麻薬取締部は、今後も引き続き公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターを始めとした関係機関・民間団体・ボランティアなどの皆様と手を取り合って、薬物乱用によって悲劇がもたらされることのない社会の実現に向けた取組を行っていきたいと考えています。

今後とも皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

大麻を巡る最近の話題

湘南医療大学薬学部学部長・星薬科大学名誉教授
鈴木　勉

はじめに

新年を迎えて初詣に神社に出かけると、神社拝殿への礼拝時に用いる鈴縄は大麻から作られている。また、白川郷などの合掌造りの屋根床にも大麻の茎が使用されている。このように大麻は日本の文化に深く浸透している。一方、大麻の主成分であるΔ⁹-テトラヒドロカンナビノール（Δ⁹-THC）は知覚、思考、情緒などに影響を与え精神変容を引き起こすことから、大麻が乱用されている。大麻の乱用はアメリカ合衆国、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、イギリスなどで拡散している。一方、わが国における薬物乱用は覚醒剤が減少しているのに対して、大麻の乱用が明らかに増加している。特に、最近大学生によるクラブ内での大麻乱用問題が大きく報道されるなど、乱用は拡大しておりこれを食い止める必要がある。一方、大麻由来成分の医療上の有用性も明らかにされ、難治性てんかんなどの治療に用いられるようになってきている。このような背景から、厚生労働省は2021年に「大麻等の薬物対策のあり方検討会」を立ち上げて大麻取締法の改正をも含めた検討を開始した。さらに、本検討会の結果を受けて、2022年に厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会大麻規制検討小委員会を開催し、大麻取締法の改正に向けて大きく前進した。この大麻規制検討小委員会の検討により大麻取締法改正が国会で審議され、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律が国会を通過し、令和5年12月13日に交付された[1]。そこで、このような大麻を巡る最近の話題を以下に紹介する。

大麻について

大麻草は、アサ科に属する植物で、昔から繊維や種子などを利用するために、栽培されてきた。改正大麻取締法第二条で「大麻草とはカンナビス・サティバ・リンネをいう。」と定められている。また、第二条2項には「大麻とは、大麻草（その種子及び成熟した茎を除く）及びその製品（大麻草としての形状を有していないものを除く）をいう。」と定められている。

大麻の基原植物はアサであり、バラ目アサ科属に分類されている。当初アサを単一種Cannabis sativaとして扱ったが、Indian Cannabis strainを分類学的に区別してCannabis indicaと命名されている。アサCannabis属はCannabis sativa L. subsp.とCannabis sativa L. subsp. Indicaの2亜種に分類されている。さらに、アサの分類を特徴づける化学的・形態学的区別は容易ではなく、植物形態は環境要因によって容易に変化することから、全てのアサにCannabis sativa L.を用いることが妥当と考えられている。

従来の大麻取締法では「大麻」とは大麻草（カンナビス・サティバ・エル）及びその製品をいう。ただし、大麻草の成熟した茎及びその製品（樹脂を除く）並びに大麻草の種子及びその製品を除く、とされていた。今回の法改正で、法律名も「大麻取締法」から「大麻草の栽培の規制に関する法律」と変わり、第一章第二条で「大麻草」とはカンナビス・サティバ・リンネをいう。また2項では大麻とは大麻草（その種子及び成熟した茎を除く。）及びその製品（大麻草としての形状を有しないものを除く）をいうとされている。

大麻の成分

大麻草（カンナビス・サティバ・エル）にはカンナビノイドと呼ばれる多くの化学物質が含まれている。ElSohlyら（2017）の報告[2]では大麻草に565種類の化学物質が含まれており、そのうちカンナビノイドが120種類と言われている。これらのカンナビノイドの中で主要な成分はΔ⁹-テトラヒドロカンナビノール（Δ⁹-THC）とカンナビジオール（CBD）です。Δ⁹-THCは中枢神経系に作用して精神の変容などを起こし、大麻が乱用される原因物質と考えられている。これに対して、CBDはΔ⁹-THCのような精神の変容などの作用は示さず、乱用されることはない。大麻草各部位のΔ⁹-THCの含量は、花で10～12％、葉で1～2％、茎で0・1～0・3％、根は0・03％以下と報告されている（UNODC, 2009）[3]。このように大麻草の根と茎のΔ⁹-THC含量は大変少なく、花粉にはΔ⁹-THCがほ

とんど含まれていない。

薬理作用

Δ^9-テトラヒドロカンナビノール（Δ^9-THC）は脳に作用して精神作用を示すことが知られている。それでは、Δ^9-THCの作用部位はどこであろうか？先行研究でΔ^9-THCが結合する部位が脳内だけではなく、末梢にも存在することが分かり、中枢の結合部位がCannabinoid（CB）1受容体、末梢の結合部位がCB2受容体に分類されている。CB1受容体の中枢神経系における分布は海馬、大脳皮質、線条体、黒質、扁桃体、小脳に多く分布し、脳幹や視床には少ないことが知られている。このように受容体が存在するということは、脳内に大麻様の物質（内因性リガンド）が存在していることを示している。先人の検討により、CB1受容体の内因性リガンドとしてアナンダミド、2-アラキドノイルグリセロール（2-AG）などが発見されている。

Δ^9-THCの精神作用は知覚機能、思考過程、情動および気分などに現れ、視覚、聴覚の異常、時間、空間的認知の異常、思考過程の異常、被暗示性の増大、感情の平板化、自発性の低下、思考能力の低下及び記憶障害を起こす。その作用は喫煙者の性格、生活歴、摂取時の環境や気分、あるいは期待感によって大いに左右される点が特徴であり、他の乱用薬物の作用とは全く異なっている。また、米国ではマリファナ非喫煙時よりも喫煙時の方が2・4倍自動車事故に繋がるとの調査結果がある。

次に、カンナビジオール（CBD）はCB1とCB2受容体に対して非常に低い親和性であり、間接的な拮抗薬（非競合的拮抗薬）として働く。そのため、CBDはΔ^9-THCの効果を減少させると考えられている。また、CBDはCB1受容体の密度を上げ、CB1受容体の情報伝達経路でΔ^9-THCの効果を上昇させる可能性もある。また、CBDは5-HT_{1A}受容体の部分作動薬であり、抗うつ、抗不安、神経細胞保護などの作用に関わっている可能性がある。CBDはμおよびδオピオイド受容体の間接的な作動薬でもある。CBDの薬理効果はPPARγ（核内受容体スーパーファミリーに属するタンパク質であり、転写因子としても機能する。主に脂肪細胞に分布して脂肪細胞分化などに関与するほか、マクロファージや血管内皮細胞などにも発現が見られる。）の作動薬、細胞内カルシウムの上昇に起因する。CBDは脂肪酸アミド加水分解酵素を抑制し、内因性カンナビノイドであるアナンダミドの濃度を上昇させて薬理作用を発現させる。

有害作用

大麻の有害性として、認知に及ぼす影響が知られている。大麻やΔ^9-THCを摂取すると用量依存的に記憶（作業記憶やエピソード記憶）が障害される。すなわち、大麻摂取前に固定された古い記憶は大麻摂取による影響を受けない。また、大麻による作業記憶障害は情報の保持よりも想起や再生の障害と考えられている。更に、大麻は成人に比べ未成年の脳機能や認知機能に大きな影響を与える。例えば、未成年時代から大麻の使用を始めた者は、大麻を止めて10ヶ月後でも認知機能障害が持続することが知られている。さらに、未成年時の大麻使用は休薬から3～4週間後に言語学習や作業記憶の障害は回復するが、注意機能障害などは持続する。このように大麻を止めても持続する障害には海馬や前頭前皮質などが関与している可能性が示されている。しかし、大麻を早期に止めることにより、脳機能や認知機能への影響は最小限に留めることができるので、速やかな大麻使用の中止が重要である。

依存性

大麻を使用すると依存を引き起こすが、その原因物質はΔ^9-THCである。大麻使用による依存症は8・9％と推定されている。因みに、コカインは20・9％、アルコールは22・7％、タバコは67・5％である。一方、米国薬物乱用研究所（NIDA）の調査では、大麻の依存症は10歳代から使用した人が17％、毎日使用する人の20～50％に認められる。そして、北アメリカ、ヨーロッパ、オセアニアでは大麻依存症に対する治療の必要なケースが大幅に増加している。更に、大麻は身体的依存を形成しないと言われてきたが、大麻の退薬症候が大麻常用者の50％に発現することが明らかになってきた。退薬症候としては、睡眠障害、悪夢、易刺激性、怒り、不快感、悪心などを示す。一般的に、大麻の使用中止後1～2日から退薬症候が発現し、2～6日後に最大となり1～2週間持続する。このように、大麻は精神的依存だけでなく、身体的依存も形成することが示されている[5]。

国際条約
麻薬に関する単一条約

依存性薬物は麻薬に関する単一条約（1961）と向精神薬に関する条約（1971）により国際的に規制されている。前者は大麻を含む麻薬、後者は向精神薬を乱用の危険性や医療上の有用性を考慮してスケジュール（附表）Ⅰ～Ⅳに分類している。次々と合

成される新規精神作用物質(New Psychoactive Substance: NPS)や未規制物質は世界保健機関(WHO)の薬物依存専門委員会(ECDD)で条約の種類や規制のレベルを検討して、国連の麻薬委員会に答申される。

麻薬に関する単一条約において大麻とは大麻草の花または果実のついた枝葉で、樹脂の抽出されていないもの(枝葉から離れた種子及び葉を除く)、大麻草とはアサ属の植物で、大麻樹脂とは大麻草から得られた樹脂で分離されたものと定義されている。繊維及び種子に関する産業上及び園芸のための栽培には適用されない。大麻草の葉の悪用や違法な流通を避けるために、各国政府は必要な措置をとるとされている。大麻、大麻樹脂並びに大麻エキス及びチンキは麻薬に関する単一条約の附表Ⅰに含まれる。附表1のうち、特に危険な特性のため特別な統制措置(製造等の禁止)を求めるものが附表Ⅵに含まれいる。大麻は附表Ⅵにも含まれていたが、重度のてんかん症候群であるレノックス・ガストー症候群およびトラベ症候群の治療薬としてエピデオレックスがアメリカをはじめとするG7諸国において承認されていることから、医薬品としての有用性が明らかになってきた。そこで、2020年12月に附表Ⅵから大麻及び大麻樹脂が削除され、附表Ⅰのみの規制となった。これが、大麻の規制緩和と捉えた報道もあるが、規制緩和ではなく、医療上の有用性ができたために治療薬として使用が可能となったことによる措置と理解して頂きたい。

大麻取締法の改正

今まで述べてきたような背景から、従来の大麻取締法では現在の状況にそぐわない事項が出てきた。そこで、厚生労働省は2021年1月に「大麻等の薬物対策のあり方検討会(座長：鈴木　勉　湘南医療大学薬学部　学部長)」の開催要領を決定し、立ち上げ、8回に渡り検討を重ねた。開催概要は第1回(令和3年1月20日)薬物対策の現状と課題、第2回(令和3年2月25日)大麻を取り巻く環境と健康への影響、第3回(令和3年3月16日)再乱用防止と依存症対策、第4回(令和3年3月31日)薬物の適正使用と講演「大麻由来医薬品の医療への活用」聖マリアンナ医科大学脳神経外科太組一朗、第5回(令和3年4月23日)とりまとめに向けた今後の検討課題と講演「日本の麻文化を守るために」日本麻協議会事務局代表若園和朗、第6回(令和3年5月14日)とりまとめ素案、第7回(令和3年5月28日)とりまとめ案、第8回(令和3年6月11日)とりまとめ　であった。そして、検討の概要は①大麻取締法では、大麻草の部位による規制を行っているが、実態としてはΔ^9-THCという有害成分に着目して取締りを行っている。しかし、規制すべき物質はΔ^9-THCであることから、大麻草が含有する成分であるΔ^9-THCに着目した規制に見直すことが適当である。②WHOの勧告により大麻から製造された医薬品の有用性が認められる等、近年の諸外国の動向やその医療上の有用性を踏まえて、現行の麻薬及び向精神薬取締法に規定される免許制度等の流通管理の仕組みの導入を前提として、大麻から製造された医薬品の製造や施用を可能とすべきである。③法制定時に大麻の使用に対する罰則を設けなかった理由である「麻酔い」は現状において確認されず、大麻から製造された医薬品の不正使用の取締りの観点や他の薬物法規との整合性の観点から、大麻の使用に対し罰則を科さない合理的な理由は見い出し難い。また、使用に対する罰則が規定されていないことが「大麻を使用しても良い」というメッセージと受け止められかねない状況にあることから、他の薬物法規と同様、大麻の使用に対し罰則を科すことが必要であるという意見が多かった。一方、国際的な回復支援の流れに逆行するのではないか、使用罪の導入が大麻使用の抑制に繋がるという論拠が乏しい、大麻事犯の検挙者数の増加に伴い、国内において暴力事件や交通事故、また、精神障害者が増加しているという事実は確認されておらず、大麻の使用が社会的な弊害を生じさせているとはいえない。刑罰により罰することは孤立を深め、スティグマを助長するなどの理由から、3名の委員より反対意見も記載されている。④刑事司法関係機関等における社会復帰に繋げる指導・支援、医療提供体制に係る取組の継続及び地域社会における本人・家族等への支援体制の充実により、再乱用防止と社会復帰支援を進めていく必要がある。以上4点にまとめられている。

この様なとりまとめを行ってから約一年後に厚生労働省は厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会に大麻規制検討小委員会(委員長：合田幸広　国立医薬品食品衛生研究所　所長)を立ち上げ、大麻法改正に向けた更なる検討が令和4年5月25日から9月29日まで4回に渡って行われた。本委員会での検討内容は以下の4点にまとめられている。①国際整合性を図り、医療ニーズに対応する観点から、大麻から製造され医薬品医療機器等法に基づく承認を得た医薬品について、その輸入、製造及び施用を可能とするべきである。これは改正前の大麻取締法では大麻から製造された医薬品の施用、交付、受施用を禁止しているためである。②他の薬物の取締法規では所持罪とともに使用罪も設けられていることを踏まえ、大麻についても医薬品の施用・受施用等を除き、その使用を禁止(使用罪)すべきである。その際、薬

物乱用者に対する回復支援の対応を推進し、薬物依存症の治療等を含めた再乱用防止や社会復帰支援策も充実させるべきである。また、改正前の大麻取締法では大麻草の部位による規制であったが、成分に着目した規制を導入すべきである。③ＣＢＤなどの大麻由来製品の安全かつ適切な流通の確保のため、Δ^9-THC 残留限度値を設定して明確化していくべきである。その際、製造販売等を行う事業者が限度値適合性を担保することを基本とし、併せて買い上げ調査等を含めた行政による監視指導等により対応する。④免許制度による適正な管理の下で、現行法の繊維または種子を採取する目的に加え、新たな産業利用（ＣＢＤ製品を含む）、医薬品原料の用途に向けた生産についても栽培の目的として追加するべきである。現行用途及び新たな産業用途（医療原料用途を除く）の大麻草の栽培について、０・２％のような海外の事情等を踏まえ、大麻草のＴＨＣの含有量の上限値を設定し、種子の管理により、上限値への適合性を確保するべきである。さらに、ＴＨＣ上限値以下の産業用途の大麻草（低ＴＨＣ大麻草）の栽培は、現行よりも栽培しやすい合理的な栽培管理規制や免許制度とすべきである。さらに、欠格事由以外の免許基準も、統一的な免許・栽培管理基準として明確化してゆくべきである。産業用途の大麻草の栽培は適した免許権者を検討するとともに、医薬品原料用途の栽培は国による管理を基本とするべきである。

このような議論を経て、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律案が令和５年11月14日に衆議院を通過し、12月６日に参議院を通過した。主な、改正点は①大麻取締法における大麻から製造された医薬品の施用・受施用等を禁止する規制及び当該規制に関する罰則規定を削除する。②麻薬及び向精神薬取締法（麻向法）における麻薬の定義に大麻を追加する。③Δ^9-THC及びその塩類等を麻向法における麻薬に追加する。④その乱用による保健衛生上の危害が発生しない量として政令で定める量以下のΔ^9-THC及びその塩類を含有する物であって、それ以外の麻薬を含有しないものを、麻向法における麻薬から除外する。⑤大麻取締法の題名を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改める。同法は、大麻草の栽培の適性を図るために必要な規制を行うことにより、麻向法と相まって、大麻の乱用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。⑥大麻草の栽培に関する免許について、都道府県知事の免許を受けて、大麻草から製造される製品の原料を採取する目的で大麻草を栽培する「第１種大麻草採取栽培者」、厚生労働大臣の免許を受けて、医薬品の原料を採取する目的で大麻草を栽培する「第二種大麻草採取栽培者」及び大麻草を研究する目的で大麻草を栽培する「大麻草研究栽培者」に区分する。以上の６点である。この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令を定める日から施行するとされているので２０２４年中には新たな法律が施行されると思われる。

終わりに

大麻を巡る最近の話題として、大麻の一般的な事柄、成分、薬理作用、有害作用、依存性、国際条約での扱い、更に大麻取締法の改正について紹介した。大麻取締法の改正を受けて、大麻の主成分であるΔ^9-THCとＣＢＤの医薬品として有用性が大変注目されている。法を遵守しながら、大麻成分の可能性がより一層展開されることを期待したい。

文献

1 令和５年12月13日水曜日官報（号外第２６０号）大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律.

2 ElSohly et al: Phytochemistry of Cannabis sativa L. In Phytocannabinoids: Unraveling the complex chemistry and pharmacology of cannabis sativa. eds by Kinghorm A, Folk H, Gbbons S, et al. New York, Springer International Publishing, 2017, 1-36.

3 三木直子訳、日本臨床カンナビノイド学会監訳、L.A. Parker, E.M. Lock and R. Mechoulam著、CBDの科学 大麻由来成分の最新エビデンス、築地書館、２０２３

4 United Nation Office on Drugs and Crime (UNODC) : Recommended methods for the identification and analysis of cannabis and cannabis products (ISBN 978-92-1-48242-3) . 2009

5 厚生労働行政推進調査補助金　医薬品・医療機器レギュラトリーサイエンス行政研究事業「危険ドラッグ等の濫用防止のより効果的な普及啓発に関する研究」研究班、大麻問題の現状、真興交易（株）医書出版部、２０２０

今こそ思い起こすべきこと～未来へ向けて～

（公財）麻薬・覚せい剤乱用防止センター　理事長
藤野　彰

「愛する自分を大切に」、だから薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」というキャッチフレーズについて、思い起こすべきことがあります。これまでも繰り返し述べてきました。今一度書きます。

かつて、我が国では、薬物乱用防止の標語は、不幸にして乱用を始めてしまった人たちへ向けてと思われるものばかりでした。そこで初めて、薬物に手を染めていない人々を対象にする標語が創られたのです。

お母さんが子どもに、「ダメよ。そんなことをしては。」「あなたは大切な子なのだから。」と優しく伝え、相互に愛情のこもった親子の会話がなされるように、と創始者たちは考えました。

「覚せい剤やめますか。それとも人間やめますか。」といった、その昔の標語の延長ではなかったのです。全く新しい発想でした。

薬物に手を染めていない人々を対象とし、その人たちを当事者としたのです。だからこそ、「愛する自分を大切に」という標語も同時に生まれたのです。

もちろん、不幸にして薬物に手を染めてしまった人たちには、手を差し伸べなければなりません。早期発見から、治療、教育、アフターケア、更生および社会復帰に至るまでの、長い道のりにおいてです。

人間は薬物をやるものだ、と公言する医師らがいるとの報告を受けたことがあります。しかしながら、もし万が一そうであったとしても、まず乱用防止にあらゆる力を注ぐべきです。国際社会はそのように考えました。

どういうことかというと、半世紀前、１９７２年に「１９６１年の麻薬に関する単一条約」が改正され、その対象となったひとつの条項（第38条）が次のように修正されたのです。

当初、〝薬品の中毒者の治療、保護及び更生のための便益の供与〟とのみ規定されたこの条項は、まず〝乱用の防止に特別の考慮〟を払うべきこと、と定められたのです。

もしも、薬物乱用防止を考えず、それを蔑ろにするかのごとく、〝治療〟からのみ考え始める医師がいたとするならば、それは国際社会において半世紀前までの、古色蒼然とした考えだと言わざるを得ません。

条約はまた、乱用防止という〝一次予防〟に加え、「早期発見、治療、教育、アフターケア、更生および社会復帰のため」「あらゆる可能な措置をとり」、また「相互に協力するものとする」と規定しました。

もしも、「ダメ。ゼッタイ。」という標語についての誤った受け取り方があれば、共に正すべき性質のものです。例えば、薬物乱用者を社会から疎外するものだというような、誤解・曲解があったのであれば、標語が造られた原点に立ち戻って、正確な情報を伝えるべきです。

そして、薬物乱用防止活動とは、ただ標語を唱えれば良いというものではありません。

その今日における〝目的〟は、病気の治療以外には薬物を使わないという〝マインド（mind）〟を育てることにある、と我々は考えています。ここでいう〝マインド〟とは、心であり、知性であり、考えです。

そのためには、若者たちが自分自身の頭で考えられるように仕向けることが肝要です。薬物を娯楽目的になど使わないことを。そして苦しくて仕方のない状況におちいったとしても、薬物に逃げることはしないために。

今日、そこで創意工夫を施すことが求められ、我々はそれを可能にする情報を提供し続けていきます。

この〝マインド〟を育てるために、新たに、どのように行うかが課題です。難しいことです。だからこそ、創意工夫が必要なのです。

たとえば、犯罪が人間社会から一切なくなることはないかも知れません。しかし、だからといって犯罪防止活動を止めることはあり得ません。薬物問題も同じです。薬物乱用を、人を取り巻く状況や環境のせいにするのは、議論のすり替えです。

薬物依存に陥りやすいさまざまな要因を抱える人たちに、またすでに薬物乱用を経験し、その後の社会復帰へ向けて困難な状況に立ち向かっている人びとも含め、支援を丁寧に行うことが必要だと、我々は考えてきました。

このような薬物によって、より深刻な状況に陥りやすい人たちにこそ、薬物乱用に手を染めないように一次予防の働きかけが大切だとも。乱用防止という一次予防に加え、早期発見、治療、教育、アフターケア、更生および社会復帰に至るまで、これらが一つも欠けることなく、常に一体であることが重要であるということを。その順番は間違えてはいけないということです。

一世紀あまり前に国際麻薬規制が始まり、我々の先人たちの絶え間ないたたかい、創意工夫、政治体制を超えての協力によって、条約体制は進化してきました。

そして日本は、条約の定めるところにそって、地道に薬物乱用防止の努力を続けてきました。

我々は岐路に立っています。今こそ求められている、新たな創意工夫を、共に考えていこうではありませんか。それを日本から世界へ発信するためにも。

おかげさまで発売90周年
90th Anniversary サロンパス

HELLO! eco!
当社従来品に比べて
包装サイズを小さく
しました。

5月18日は
サロンパスの日

さぁ！全力発揮。気になるそこに、手当てのチカラを。
TEAM JAPAN
Hisamitsu®
TEAM JAPANオフィシャルパートナー
（外用鎮痛消炎剤、筋肉疲労ケア製品、医療用サポーター）

ちょいコリ®にも
サロンパス®

Salonpas®
サロンパス®

肩こり・腰痛・筋肉痛に 第3類医薬品

詳しい商品情報
はこちらへ▼

◎この商品に関するお問い合わせは、久光製薬お客様相談室へ。TEL:0120-133250 受付時間／9:00−17:50（土日・祝日・会社休日を除く） www.hisamitsu.co.jp サロンパス 検索

真似せず、真似されず。

ゴホン！といえば
龍角散
Ryukakusan

水なしで飲む、のど直接うるおう。
龍角散ダイレクト®

龍角散ダイレクト®
スティック ミント
（16包入り）
第3類医薬品

龍角散ダイレクト®
スティック ピーチ
（16包入り）
第3類医薬品

たん、せき、のどの炎症による声がれ・のどの不快感に
※服用の際は説明文書をよくお読みのうえ、正しくお使いください。

株式会社 龍角散 東京都千代田区東神田2-5-12
お客様相談室 03-3866-1326 10:00～17:00（土・日・祝日を除く）https://www.ryukakusan.co.jp/
※「龍角散ダイレクト」「ゴホン！といえば龍角散」は（株）龍角散の登録商標です。

持続可能な薬物乱用防止教室の実践

ライオンズクラブ国際協会　３３０－Ｂ地区　薬物乱用防止・クエスト委員長
谷　川　　亘

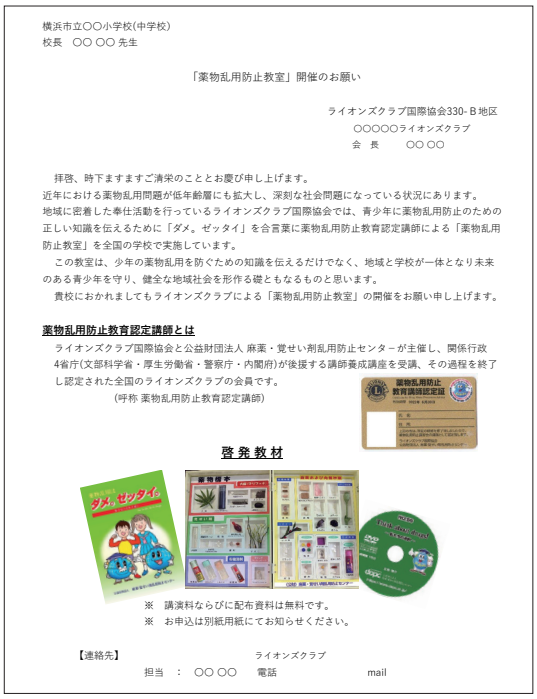

横浜市立○○小学校(中学校)
校長　○○ ○○ 先生

「薬物乱用防止教室」開催のお願い

ライオンズクラブ国際協会330- Ｂ地区
○○○○○ライオンズクラブ
会　長　　○○ ○○

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
近年における薬物乱用問題が低年齢層にも拡大し、深刻な社会問題になっている状況にあります。
地域に密着した奉仕活動を行っているライオンズクラブ国際協会では、青少年に薬物乱用防止のための正しい知識を伝えるために「ダメ。ゼッタイ」を合言葉に薬物乱用防止教育認定講師による「薬物乱用防止教室」を全国の学校で実施しています。
この教室は、少年の薬物乱用を防ぐための知識を伝えるだけでなく、地域と学校が一体となり未来のある青少年を守り、健全な地域社会を形作る礎ともなるものと思います。
貴校におかれましてもライオンズクラブによる「薬物乱用防止教室」の開催をお願い申し上げます。

薬物乱用防止教育認定講師とは
ライオンズクラブ国際協会と公益財団法人 麻薬・覚せい剤乱用防止センターが主催し、関係行政4省庁(文部科学省・厚生労働省・警察庁・内閣府)が後援する講師養成講座を受講、その過程を終了し認定された全国のライオンズクラブの会員です。
(呼称 薬物乱用防止教育認定講師)

啓発教材

※　講演料ならびに配布資料は無料です。
※　お申込は別紙用紙にてお知らせください。

【連絡先】　ライオンズクラブ
担当　：　○○ ○○　電話　　mail

３３０－Ｂ地区において20数年に及ぶ薬物乱用防止教室を実施してきました。毎年“エース講師“が誕生しその活動が評価され教室数も順調に伸びました。これは地域社会に奉仕する、というライオンズクラブの精神にも合致した素晴らしいアクティビティであり、その意義を共有し多くのクラブが教室開催に奔走した結果です。

ところが、コロナ禍以前の薬物乱用防止教室の開催数は最盛期より減少し横ばいという状況でした。各地域で事情は様々だと思いますが大きな原因があります。

まず、各クラブ内での薬物乱用防止教育に対しての認識が共有されていないことが挙げられます。

当初はすべてのメンバーが同じ気持ちでスタートし、教室においては講師・サポートのメンバー共に講師の話を真剣に聞く、質問をする生徒の姿に感動することもあります。にもかかわらず、徐々に学校を訪問するメンバー数が減少傾向にあります。決まったメンバーが常に講師として前に立ち、メンバーも「彼は上手だね」「彼に任せれば大丈夫だ」「私にはとてもできないな」などなど・・・講師の温度差ができ、クラブ内での薬物乱用防止教育に対しての共通認識は徐々に崩れていきます。

それ以外に講師の高齢化、社会情勢の変化に伴ったメンバーの退会等原因は種々あると思いますが、教室開催数の減少に歯止めはかかっていません。

現在、日本国内の学校で行われている薬物乱用防止教室の約９％をライオンズクラブが担っていると聞きました。警察・薬剤師・社会福祉関係団体など多くの組織が一生懸命、教室を開いている中で私たちもより多くの教室を開催し、青少年に『ダメ。ゼッタイ』を広めていきたいと考えています。

その対策として当地区では今期『ワークショップ方式授業』を推し進めています。この授業形態は生徒が友達の声で薬物乱用の危険性を聞き、自分で薬物乱用はなぜ『ダメ！ゼッタイ』なのか考え、グループで真剣に討議・意見交換する生徒たちを見ると、メンバーがこの授業形態の大切さを認識します。それが次の「生徒と共に考える薬物乱用防止教室」に繋がり、教室数の増加になると思います。

この方式を実践するには１クラスあたり３名のメンバーが必要です。クラス数が５クラスを超えると単一クラブで行うことができない、という話を聞きました。

ライオンズクラブには地域ごとにクラブの集合単位としてゾーンならびにリジョンがあります。当地区にはこのゾーンを活用して薬物乱用防止教室の要請に対応している地域があります。

この地域は市内３クラブが持ち回りで幹事クラブとなり、行政との折衝、日程・人員等の調整を行い各クラブに教室を割り振り開催する。このやり方が永く続けられ市内の多くの学校に喜ばれて、毎年期首に要請されております。

現在３３０－Ｂ地区には31のゾーンがあります。各ゾーンに薬物乱用防止教室委員会を設置し、認定講師資格保持者は登録を行い、各クラブ協力の基に薬物乱用防止教育に対する認識を共有し、活動を充実させることにより、地域における学校や行政とより緊密な連携が図られ多くの学校に訪問できることとなるでしょう。

一人でも多くの生徒に薬物乱用の怖さを知ってもらい
一人でも多くの生徒が薬物乱用に手を出させない
このために、いつまでも続けていきましょう。
それでは、パワーポイント形式・ワークショップ方式の薬物乱用防止教室を紹介します。

高校におけるパワーポイント形式の実践

薬物乱用防止・クエストアドバイザー
小　池　和　子

スライド①

講師自己紹介
これから、皆様の身近で起きている薬物乱用の問題、特に若年層に乱用が広がっている大麻の問題について考え、もし違法薬物に誘われた時の断り方のスキルを学びます。

スライド②

麻薬・覚せい剤乱用防止センター製作　DVD
始めから４分間、薬物乱用の基礎知識を視聴する。
若年層に乱用が急増している「大麻」について正しい知識を習得してもらう。

スライド③

大麻の形態についての説明

スライド④

大麻の形態が変わり、大麻入り食品・クッキーなどインターネットＳＮＳを媒体としてより若年層が入手しやすい。
これらの製品は「見かけと違い、非常に危険なものである。」と認識する必要があります。
特に、大麻リキッドには麻薬成分であるTHCが含有されています。

スライド⑤

大麻草の成分

THC（テトラヒドロカンナビノール）

- 継続使用により、精神作用・依存などの有害作用を引き起こす恐れがあり、現行の大麻取締法により規制されてます。

CBD（カンナビジオール）

- 大麻草の成熟した茎や種子からのみ抽出された成分で、幻覚作用を有さず、毒性も比較的低いとされている。
- 海外を中心にオイル・サプリメントとして利用されている。

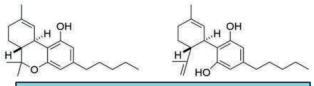

THC(左) と CBD(右) の構造式

大麻草の成分についてスライドを読み、THCは指定薬物「麻薬」、CBDはTHCが混入していない限り合法とされています。
輸入CBD製品の中には粗悪な製品もあり特に注意が必要です。

スライド⑥

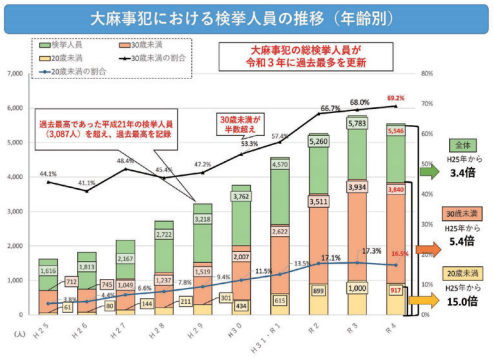

「第五次薬物乱用防止五か年戦略」フォローアップ（2022年6月28日厚生労働省）

平成２８年頃より大麻事犯の検挙者が増加傾向にあり、令和３年に過去最多を更新し、特に３０歳未満・２０歳未満の検挙人数が急増しています。

スライド⑦

若者を中心に大麻検挙者が急増

大麻事犯における検挙人員のうち30歳代の割合は全体の7割を占め、覚醒剤等の他の薬物に比べて、若年層の比率が高いことが特徴です。

理由を考えてみよう

大麻事犯における若者の検挙者が他の違法薬物に比べ急増したのかその理由を考えてみましょう。

スライド⑧

1.危険ドラックからの回帰

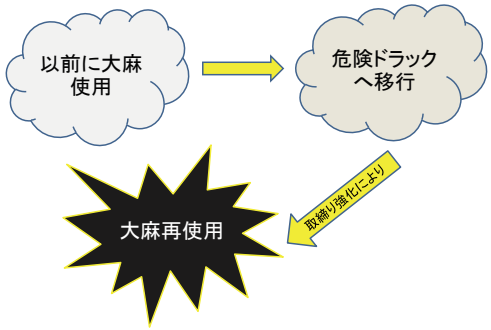

理由その１.危険ドラックからの回帰
以前に大麻を使用していた人が、数年前に社会的問題となった「危険ドラック」使用に移行しかし、2014年薬事法改正により危険ドラックの取締り強化により実店舗が閉鎖されたため大麻を再使用したことが考えられます。

スライド⑨

2. 大麻に対する認識の甘さ

大麻は他の違法薬物に
比べ害が少ない⁇

依存性が無い⁇

情報化の時代、大麻に関する情報もたくさん発信されています。
大麻は他の違法薬物に比べ「害が少ない」・「依存性がない」・「海外では合法」という情報もあり、このような誤った情報が若年層の大麻に対する警戒心を薄れさせ安易に大麻を使用する。

スライド⑩

初めて大麻を乱用した経緯

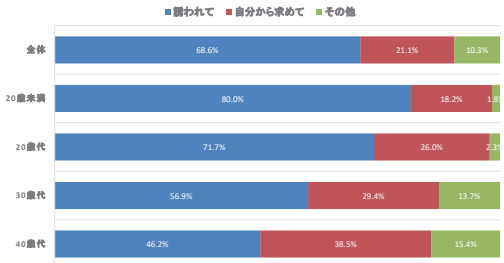

	40歳代	30歳代	20歳代	20歳未満	全体
誘われて	46.2%	56.9%	71.7%	80.0%	68.6%
自分から求めて	38.5%	29.4%	26.0%	18.2%	21.1%
その他	15.4%	13.7%	2.3%	1.8%	10.3%

大麻使用のきっかけや動機は「誘われて」、「興味本位で」が20歳未満、次いで20歳代が最多なっています。

スライド⑪

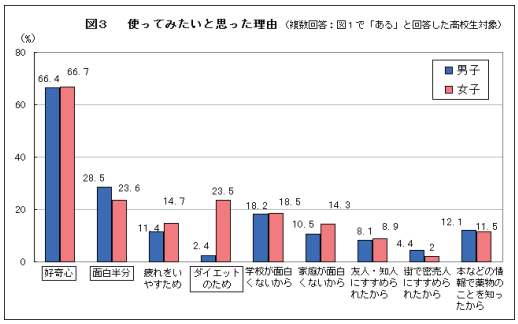

引用：www:soumu.go.jp薬物乱用問題に関するアンケート調査結果(参考)

使ってみたいと思った理由についての説明
好奇心・面白半分という安易な気持ちで使用する。特に女子の「ダイエットのため」に注意が必要です。
皆さんも若者が『なぜ、大麻を使うのか？』考えてみましょう！

スライド⑫

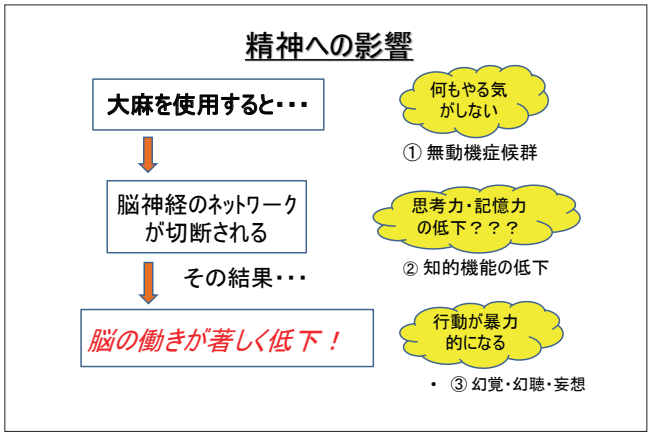

精神への影響についての説明
①~③の症状が現れた場合、どのような行動をとるのか生徒に問いかけを行う。
例‥無動機症候群→不登校・離職など

スライド⑬

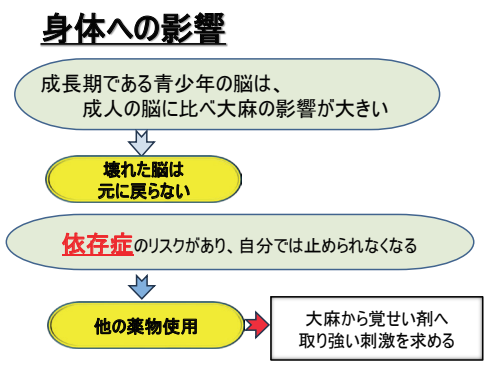

人間の脳は20歳ころまで成長をしています。
青少年の違法薬物の使用は特に悪い影響を受けやすく、繰り返しの使用により依存症のリスクもあります。

スライド⑭

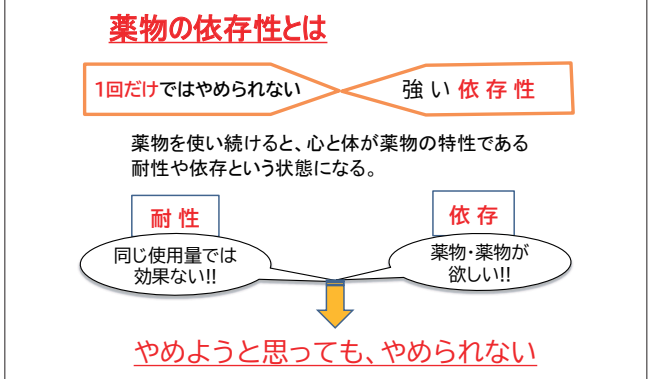

薬物の依存性についての説明
依存性とはその薬なしではいられない精神状態をいい、繰り返しの使用により「耐性」が生じより強い刺激を求め他の違法薬物を使用するようになる。常に薬を求める状態となり、自分の意思だけで止めることはできません。
ストレスなどにより精神異常が再発し、「幻覚」「幻聴」の症状が現れるフラッシュバックにも触れる

スライド⑮

※出典：厚生労働省「薬物乱用防止読本　健康に生きようパート36」

脳に作用する成分「THC」の有害性につきまとめます。
大麻の心身へ害はすぐに発症はしにくい、10代から習慣的に使用している人は、成人になってから精神疾患やIQが低下する。
使用前の自分に戻ることは無理であり、大麻の本当の怖さなのではないだろうか。

スライド⑯

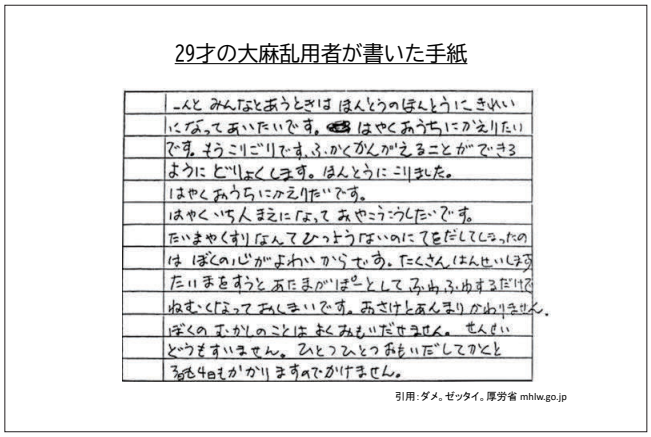

29歳の大麻乱用者が書いた手紙です。
ほとんどがひらがなで、漢字が使用されていません。生徒に読み上げてもらい、感想を聞きます。

スライド⑰

乱用される薬物は違法薬物だけではありません。
法の規制がされていないドラックストアで購入できる市販薬の用量・用法をを守らなければ「薬物乱用」になります。

スライド⑱

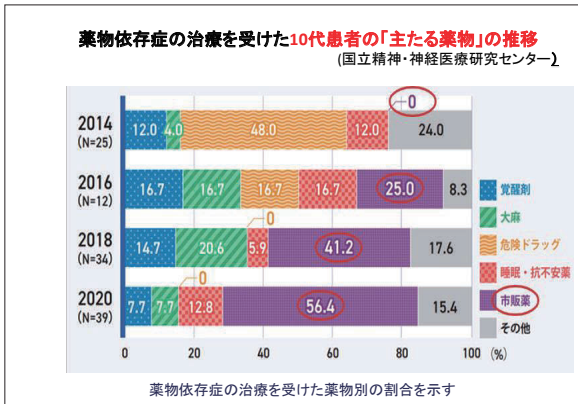

薬物依存症の治療を受けた薬物別の割合を示す

国立精神・神経医療研究センタ-・薬物依存研究部の統計グラフであり、年度ごとの薬物依存症受診者の薬物別の割合です。
市販薬の割合は2014年は0%、徐々に増加し2020年には6割弱にまで増加しています。
これらの現状を踏まえ、市販薬の過剰摂取について一緒に考えてみましょう。

スライド⑲

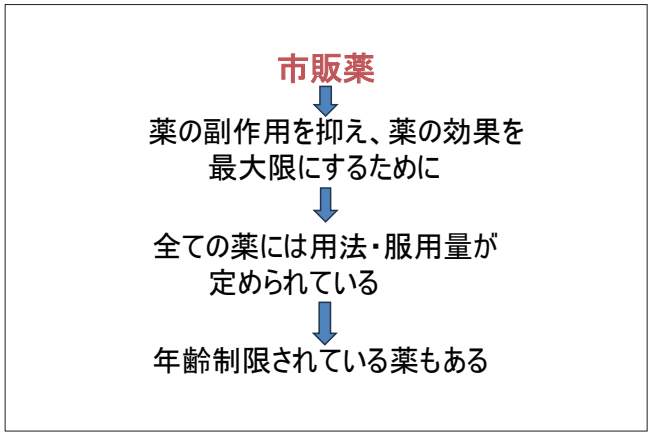

スライドを読み上げます。

スライド⑳

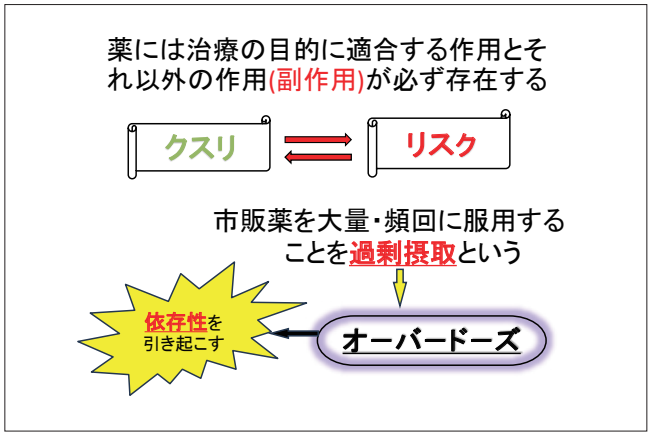

全ての薬には副作用が存在します。市販薬でもル-ルを守らず一度に大量の薬を摂取する。
繰り返すうちにそれまでの量では効かなくなり、さらに服用を続け、自力ではやめられなくなることがあります。

スライド㉑

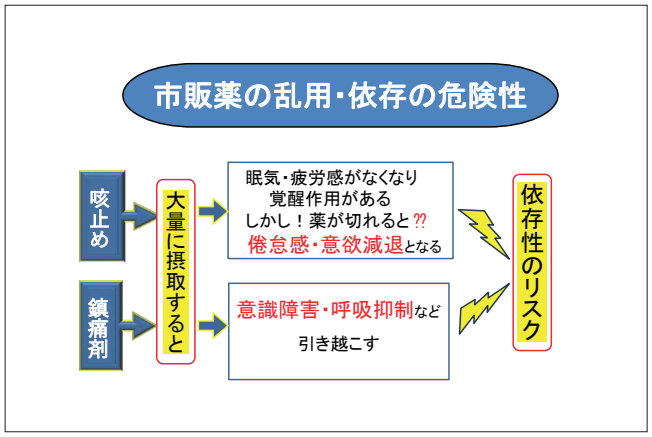

咳止薬(シロップ)・鎮痛剤の危険性についての説明
継続的な大量服用により「依存性」のリスクがあることを伝える。

スライド㉒

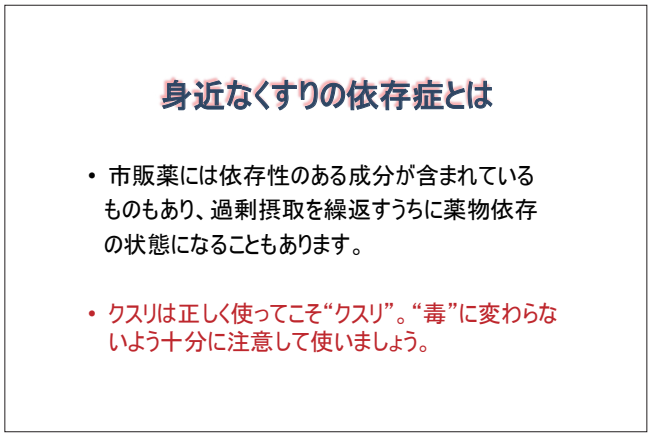

身近な薬(市販薬・処方薬)についてまとめます。
クスリは病気やけがを治すために研究を重ね作られたもの、体の「毒」にならないよう普段から用法をきちんと守る・取り扱いには注意をすることが大切です。

スライド㉓

もし・薬物を誘われたら
あなたはどれかな ⁇

断り切れるか不安

キッパリ断る

相手にも止めるように言える

キッパリ断れるように自分の言葉で考えよう!!

もし、実際に薬物への誘いがあったらどう対処しますか？
3つのケ-スを視聴し、それぞれのケ-スに自分だったらどう断るかみんなで考えてみましょう。

スライド㉔

違法薬物の断り方

(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センターDVD
誘われる場面を視聴します(約7分)
視聴後、生徒の意見を発表してもらいます。

スライド㉕

断り方のヒント

☆ はっきり「NO！」と言う。
→ 私は薬物なんか使わない。

★ 話を変える・別の提案をする。
→ 昨日の〇〇テレビ見た。など

☆ 「そんなこと誘わないで」自分の気持ちを言う。

★ 同じ言葉を繰り返し断る。

☆ 断り切れない場合は、早くその場を離れる。
→ 逃げるが勝ち

断り方のヒントを読み上げます。
質疑応答。

スライド㉖

本日のまとめ

・大麻の害は「脳への障害」と「依存性」である。
・薬物で侵された脳は、元には完全に戻らない。
・依存症の症状は薬物の使用を止めても残る。
・市販薬・処方薬の乱用は依存のリスクがある
・薬物乱用は他の犯罪に走ったり、他人に迷惑をかける。

スライドを読み上げまとめる。

スライド㉗

ライオンズクラブからメッセージ

自分の将来の夢や希望を大切に

薬物は ・・・・・ ☆買わない
☆使わない
☆かかわらない

愛する自分を大切に !!

ライオンズクラブからの生徒へのメッセージを読み終了。
有難うございました。
生徒からのお礼の言葉があります。

グループワーク方式で行う薬物乱用防止教室 ～小学校編～

横浜旭ライオンズクラブ
吉　田　正　利

横浜旭ライオンズクラブでは、2010年より薬物乱用防止教室（クラス別開催）に取り組んでおります。当初は麻薬・覚せい剤乱用防止センターで発刊している冊子を利用して児童に説明していくレクチャー方式で行っていましたが、説明するための講師スキルのバラツキからか、児童からの反応も少なく、改善できないかと議論した結果、2011年より講師からの説明は本当に大切な説明のみにとどめ、児童同士が自主的に話し合うグループワーク方式を取り入れました。

奇しくもこの取り組みは当時の教育の現場でも推奨し始められてきたアクティブ・ラーニングという教師からの一方的な説明を行うティーチングや個人で学ぶ自学自習とは異なり、教師や他の児童と意見を交わしあうことで学びの質を高める手法であり、人との関連性を意識しなくてはいけない薬物乱用防止に対する取り組みと合致するものでした。

進め方としては当クラブでは薬物乱用防止委員会を単一の委員会として立ち上げており、委員長１名、副委員長３名以上でチームを作っていますので、一人当たり約９校の担当を受け持って事前打ち合わせや当日の教室開催を担っていくことで、誰か一人に負担がかかるようなことのないようにしています。

毎年４月に当クラブの活動地域である横浜市旭区内にある中学校11校、小学校24校に向けて薬物乱用防止教室開催のご案内文と開催要望書を各校に送付します。初めのうちは地元で課外授業の農業指導やPTA会長として学校に関係しているライオンズメンバーから話を広げていきました。

各学校から開催要望書をFAX等で受けてから、内部で担当者を中心に開催日と事前打ち合わせ日程を確認します。事前打ち合わせは開催日の１か月前から２週間前に調整させていただき、実際の打合せでは主に開催要望書に記載していただいていた内容変更の有無、駐車場の有無、配慮の必要な児童の有無、教職員の方が気になっている内容について打ち合わせをします。以前はなかった薬物の過剰摂取をしている疑いのある児童がいるケースや保護者が薬物事犯で検挙されてしまったケースの相談もでてきてしまいました。二度と戻れないといった表現は使わないで欲しいといったお願いを受けると悲しい気持ちになる反面、だからこそしっかりと薬物乱用の危険性について正しく伝えていかなければと身が引き締まります。

薬物乱用防止教室の開催当日は開講時間の30分前に学校に入り、打合せスペースをお借りして開講前のライオンズメンバーの打ち合わせを行います。ここで普段は別々に活動しているライオンズメンバーに事前打ち合わせの結果として注意しなければいけないことや最近の薬物事犯や薬事法改正状況などについて話し合いを行います。また注意が必要なクラスがある場合は経験豊富な講師を割り当てるなど考慮して担当クラス分けも行います。

実際の講義では、冒頭に挨拶からライオンズクラブの紹介、今日の流れを経て動画視聴開始まで２分程度で済ませます。動画視聴時間を17分前後として、合わせて20分程度で終了させます。

動画視聴中には黒板を使ってグループワーク後の発表時に

使う絵をいくつか書いておきます。確実に描くのはタイトルとしての「薬物乱用防止教室」です。最後のまとめで薬物の種類とともに「どのような薬物」を「どのように使用すると乱用」になるのかとお話しするためにも使っています。

２つ目はタイムスケジュールです。10：40開始で45分授業の場合なら「～11：00 動画視聴」「～11：10 グループ討議」「～11：20 発表」「～11：25 まとめ」のように各ステップの終了目安時間を記載していきます。これにより児童も含めて時間厳守で講義を進める意識を持ってもらいます。

３つ目にグループ分けですが、最も多い形は黒板から見た時に３列で前後の６グループに対して、どのテーマについて討議してもらうかについて記載しておきます。準備している討議テーマとしては、５つのシチュエーションでロールプレイングをしてもらっています。「A.知らない人に、別の人に渡してと中身のわからない物を渡してと頼まれたとき」「B. １度だけなら大丈夫だよ。ちょっとだけだから大丈夫だよ。と何かわからない物の使用を誘われたとき」「C.お菓子みたいなものだよ。やせられるよ。と禁止薬物の使用を誘われたとき」「D.みんな使っているよ。使ったら仲間に入れてやるよ。と禁止薬物の使用を誘われたとき」「E.友達が禁止薬物を使っていることを知ったとき」というテーマと動画の感想について考えてもらっています。これらのアルファベットをグループの絵に追加して自分たちのグループがどのテーマについて話し合うのかわかるようにしておきます。

動画視聴が終わりましたらグループ討議の時間です。割り振った内容について動画を参考に考えていただきますが、その間にも各グループに薬物標本を見てもらい乱用されている薬物がどのように出回っているか知ってもらいます。だいたい６～８グループに対して10分間で回らなければいけませんので１グループあたり１分の説明を行って、ちょっとした質問に30秒ほどで回答できるようにしておきます。その際に確実に伝えるのはMDMAを１錠飲んで死んでしまった人がいるというお話です。１度だけ、ちょっとだけという気持ちで手を出して死んでしまうケースもあるということを認識してもらいます。

発表ではこちらが児童に気付いて欲しいキーワードを発表してくれるか注意します。以前は「薬物乱用は体にとって『毒』である」というメッセージをメインで伝えていましたが、最近では自分自身を守るためにできることの３つとして「断る」、「逃げる」、「受け取らない」のキーワードが出ているか、そして状況を改善するためにできることとして「保護者、先生、警察などに相談する」というキーワードが発表されているか確認します。議論を掘り下げるため、「本当に言い切れる？」「いじめられている苦しさから逃れるためだとしても同じことがいえる？」といったようにもう一度考えてみて欲しい気持ちを伝えます。限られた時間ですが５秒の沈黙を作ってあげるだけでも、児童はその瞬間にイメージしてくれます。さらに追加で中国などいくつかの国には薬物を所持していただけでも死刑になる国があり、実際に中国で７人の日本人が死刑判決を受けて刑を施行されている事例の話をすると一気に受け取ることの怖さを感じてもらえます。

まとめの際にはA3で印刷しておいたフリップを利用して脳がシンナーにより委縮してしまった写真などを見せて、危険な薬物を再確認し、質疑応答を行った後、確実に覚えておいて欲しいキーワードを復唱したりクイズ形式にしたり「薬物乱用は」とこちらで言って「ダメ。ゼッタイ。」を復唱してもらい、確実に心に残してもらえるように工夫も行います。最後に修了証書を渡して薬物乱用防止教室を終了しますが児童からの感想で「薬物乱用が本当に危険なことだとわかりました。薬物乱用に誘われることがあっても断ります。」といった感想をいただくと、私たちの言葉をきちんと受け取ってくれていることがわかり温かい気持ちになります。

薬物乱用防止教室の冒頭でくすり教育を

一般社団法人 くすりの適正使用協議会理事長　俵木　登美子

昨年12月、OTC医薬品を過剰に摂取した小学生が体調不良を訴え病院に搬送されました。

現代に生きる私たちは、高度に進歩した薬物療法の恩恵を受けており、小さいころから生涯にわたって医薬品に助けられて生活しています。医薬品との上手な付き合い方を身に付けることは健康な生活を維持するためにも重要なことで、子供のころから継続した「くすり教育」が重要です。

厚生労働省の資料によれば、薬物依存症の治療を受けた10代患者の主たる薬物としては、OTC医薬品が急増しており、「覚せい剤、大麻をはるかに超えています（図）。」さらに、冒頭に記載したニュースでも分かるように低年齢化が心配される状況です。

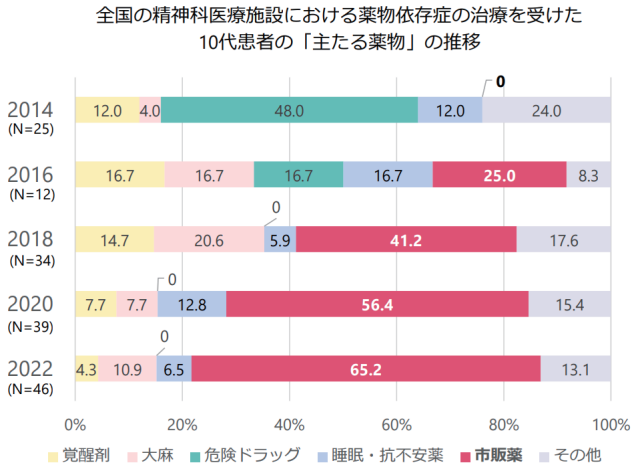

出典：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査（2022年）（国立精神・神経医療研究センター）（令和４年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（医薬品医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業））

図　厚生労働省　第9回　医薬品の販売制度に関する検討会（2023.10.30）資料４－１より抜粋

薬物に手を出すことの危険性を子供たちへ教えるために、全国で薬物乱用防止教室が実施されています。今は違法薬物だけでなく、薬局で普通に購入できるOTC医薬品であっても、使用のルールを守らなければ「薬物乱用」になることを子供たちに伝えていくことが必要です。

学習指導要領においては、中学・高校では医薬品について学ぶことが規定されていますが、小学校には医薬品についての規定はありません。そのため、小学校での「くすり教育」は必須ではなく、中学・高校に比べると実施率が低いのが実態です。

一方、多くの小学校で薬物乱用防止教室が開かれています。協議会では、その冒頭に簡潔な「くすり教育」の話を入れていただけるよう、3分程度の小学校高学年向けの「くすり教育」用ショート動画を作成しました。子供たちに人気のサッカーを題材にして、サッカーにルールがあるように、医薬品の使用にもルールがあることを学び、使い方などにルールの無い薬物乱用の話に続けてもらうことを想定しています。動画に加えて、小学生が知っておくべきルールを解説するスライドを用意し、動画視聴後に子供たちに考えさせる仕掛けにしています。動画とセットで約10分の想定です。さらに、動画と解説スライドを使って授業をされる先生方に有効に活用いただくためのポイントをまとめた活用ガイドも用意しています。

実際の小学校での授業で、ショート動画を利用した学校薬剤師の方からは、ショート動画は子供たちの興味を引き付けて、動画視聴後のスライド中の問いかけにも積極的に挙手があったと好評をいただいています。

乱用の対象が合法な医薬品にまで広がりつつある今、薬物乱用防止教室実施の際に、協議会作成のショート動画を是非ご活用ください。

くすり教育担当者のための教材サイトはこちら
https://www.rad-are.com/items/

ショート動画の視聴はこちらから（youtube）

【賛助会員入会のご案内】

当財団の事業目的に賛同していただける方（企業・団体・個人等）の賛助会員を募集中

青少年への薬物乱用防止啓発活動、 認定講師育成やボランティア支援、UNODCを通じた国際協力などの様々な活動は、皆さまからの継続的なご支援に支えられています。

賛助会員

寄付

お申込みはQRコードより
○クレジットカード
○オンライン受付
がご利用いただけます

また寄付は
○銀行振込
○Amazon Payにも
対応しています

介護付有料老人ホームと在宅福祉のご案内です。

直下型地震にも対応
安心の免震構造
●シルバービレッジ日野東館

多摩モノレール
甲州街道駅徒歩1分！！
●シルバービレッジ日　野

在宅福祉部
●居宅介護支援事業所
シルバービレッジいちょうの里
●訪問介護事業所
シルバービレッジいちょうの杜
●セカンドライフ応援倶楽部
シルバービレッジいちょうの実

八王子市宮下町
●シルバービレッジ八王子西

「ゆったりと安心の毎日」をお届けしています。
シルバービレッジ

パンフレットのご請求は
0120-19-0432

ホームページ シルバービレッジ 検索

株式会社シルバービレッジ　代表取締役会長　石井　征二（八王子陵東LC）

第六次薬物乱用防止五か年戦略

令和5年8月　薬物乱用対策推進会議

1．はじめに

政府は、平成10年5月に第一次となる「薬物乱用防止五か年戦略（以下「戦略」という。）」を策定して以降、その時々の薬物情勢に即した4度の改訂を行ってきた。同戦略に基づき、関係府省庁の緊密な連携のもと、予防啓発活動等による国民の規範意識の醸成や取締り等を含めた総合的な対策の結果、我が国は諸外国と比較して、極めて低い薬物生涯経験率を誇り、薬物政策が功を奏している。

特に第五次戦略中（平成30年～令和4年）における覚醒剤乱用検挙者数は、減少の一途をたどり、令和4年には6、289人にまで減少した。これは、第三次覚醒剤乱用期のピークであった平成9年の約1万9千人台と比して約三分の一の検挙人員と等しい。

しかしながら、後述する大麻事犯の急激な増加等により、全薬物事犯の検挙人員を見ると、この10年間は1万4千人前後の横ばい状態であり、引き続き予断を許さない状況と言える。また、令和元年には、覚醒剤の年間押収量が2、649・7kgと過去最多を記録するなど、覚醒剤の大量押収が相次いでいるにもかかわらず、国内における末端密売価格に大きな変動がないことは、なお潜在的な需要が存在し、供給の遮断において課題を抱えていることを示唆している。さらに、覚醒剤事犯における再犯者率は約7割と高水準な上、その割合は増加傾向にあることから、覚醒剤の依存性の強さがうかがえ、再乱用防止対策が需要の削減において重要な対策であることは明らかである。

このように、第五次戦略を振り返ってその成果と課題が明らかとなってきたことに加え、我が国における新たな脅威として注目するのは、大麻の乱用拡大、サイバー空間の悪用、密輸形態の変化である。

戦後約70年、我が国の主要な薬物犯罪は覚醒剤事犯であったが、近年大麻事犯が覚醒剤に迫る勢いで急激な増加傾向を示している。令和3年には過去最多の検挙人員を記録し、今まさに大麻乱用期の渦中にあると言え、大麻に特化した施策が急務となっている。

また、今後見込まれる国際的な人の往来増加による薬物密輸入リスクの増加に加えて、サイバー空間における薬物密売市場の拡大及び供給・入手手段の巧妙化といった新たな脅威への対策も重要である。

第一次の戦略策定から四半世紀が経過した今、一定の成果を上げながらも未だ予断を許さない我が国の薬物情勢においては、第五次までの戦略を継承・深化するとともに、台頭する新たな脅威に対抗するための新たな施策を含めた、第六次戦略を策定し、引き続き政府一丸となった総合的な対策を講じ、薬物乱用の根絶を図る必要がある。

2．戦略策定上の重要項目

(1)大麻乱用期への総合的な対策の強化

大麻事犯については、近年増加傾向を示し、令和3年には検挙人員が5、783人と過去最多を更新、令和4年においても5、546人と前年に続く高い水準にある。特に、30歳未満の検挙人員の割合が、大麻事犯全体の約69％を占めており、他の規制薬物に比べ若年層の割合が高いことが挙げられる。その背景として、インターネット等における「大麻には有害性がない」等の誤情報の流布や、諸外国における嗜好用大麻の合法化のような国際的な潮流が影響しており、大麻乱用防止の規範意識を向上させるためには、より一層の啓発活動の強化が求められている。

併せて、大麻乱用者の特徴として、大麻の乱用を正当化する傾向があり、再乱用防止の動機付けに対する障害となっているため、再乱用対策においては、規制薬物という一律的な枠組みに加えて、大麻に特化した取組も必要である。

さらには、乱用者の取締りのみならず、栽培事犯、密輸事犯の取締りなど、供給遮断の観点から、関係省庁の連携による取締強化も必要であり、まさに政府全体での対応が求められている。

(2)再乱用防止対策における関係機関の連携した〝息の長い支援〟の強化

再乱用防止対策は、薬物の需要削減という一面だけではなく、国民の健康的な生活を確保し、福祉を促進する上でも重要な位置づけにある。平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の一つにも「薬物やアルコール等の乱用防止・治療を強化する」と掲げられている。

薬物乱用者は、治療を必要とする薬物依存症患者である場合があるとともに、精神的・肉体的な疾患や様々な社会的困難を抱えている場合もあることを理解した上で、薬物依存症からの回復支援の対応を推進し、薬物依存症の治療等を含めた再乱用防止や社会復帰支援策を充実させる必要がある。

そのため、薬物乱用や薬物依存の背景事情も考慮に入れ、社会復帰を目指す者を地域社会の一員として社会全体で支えるために、関係機関が連携した〝息の長い支援〟を一層強化する必要がある。

(3)サイバー空間を利用した薬物密売の取締りの強化

近年、秘匿性の高いメッセージアプリ、暗号資産等の通信技術の普及により、インターネット上のサイバー空間を悪用した薬物の密輸、密売が急速に広がっており、通信記録や資金の流れ等が秘匿化されることによって、取締機関による摘発や立証が困難となる事態が生じている。

また、近年、ＳＮＳ等により、顔を合わせることなく薬物密輸の共犯者を募る

いわゆる「闇バイト」も確認されており、安易に応募した者が密輸に加担させられる事案も発生している。

このような現在の薬物情勢においては、国民の誰しもがインターネット端末一つで、違法薬物の購入のみならず、薬物密輸に関与し、薬物犯罪の当事者になり得る深刻な状況にある。

今後も、こうした新たな技術を悪用した手口の増加が見込まれるが、取締機関が後手に回ることなく、巧妙化する犯罪手口に対応するため、捜査技術・手法をより高度化させるとともに体制強化を図る必要がある。

⑷国際的な人の往来増加への対応強化

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、我が国において初となる緊急事態宣言が発令され、令和元年に3、188万人いた訪日外国人の数は令和3年には25万人まで激減した。

一方、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の緩和等に伴い、その数は増加に転じており、政府としても令和7年までに令和元年水準を超えることを目標として掲げている。令和7年には大阪・関西万博の開催も予定されており、今後、急激な国際的な人の往来増加が見込まれることから、特に訪日外国人による規制薬物の国内への持ち込みや、海外渡航者による帰国時の持ち込みによって、密輸のリスク増加が予想される。

これらの状況を踏まえ、更なる薬物取締体制の拡充や訪日外国人・海外渡航者への注意喚起等、水際取締りを一層強化し、薬物供給の遮断を図る必要がある。

⑸薬物乱用政策についての国際社会との連携・協力強化と積極的な発信

仕出地・中継地の広域化に伴う薬物密輸ルートの複雑化への対応については、海外機関と国際的に連携した取締りが重要であることから、一層の連携強化を図る必要がある。

諸外国においては、近年では一部の国々の潮流として、薬物政策を転換し、嗜好用途での大麻使用を合法化する動きや、ハームリダクション政策として、薬物使用者に対する非犯罪化、非刑罰化等を推進する動きがある。一方、我が国の違法薬物の生涯経験率は、諸外国と比して著しく低く、予防政策を含む薬物政策が功を奏していると言える。我が国の安全、安心を引き続き確保していく上でも、我が国の薬物政策は今後も維持すべきであり、我が国の薬物政策の特徴や利点についての国際的な理解を進め、予防政策や啓発活動の継続、発展的検討の重要性について国際社会への発信を強化し、連携・協力していく必要がある。

3．戦略目標

本戦略を推進するに当たっては、以下の5つの目標を設定し、薬物乱用対策推進会議の下に関係府省庁が緊密に連携して、各目標の達成に向けた取組を推進する。

目標1…青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

目標2…薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

目標3…国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

目標4…水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

目標5…国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

4．五つの目標

目標1
青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

これまでに、関係府省庁が一体となって実施してきた薬物乱用未然防止のための諸施策により、我が国の薬物生涯経験率は諸外国に比べて低水準を保持してきた。これは、政府が一丸となって薬物乱用の未然防止対策を推進してきた成果が着実に現れているところである。

しかしながら、令和4年3月に公表された内閣府の治安に関する世論調査によれば、6割を超える国民が「偽の情報を含め様々な情報がインターネット上で氾濫し、それが容易に手に入るようになった」と不安視している状況にある。特に大麻については、令和4年の警察庁の調査において、大麻事犯で検挙された者の約8割が大麻の危険（有害）性について「なし（全くない・あまりない）」と認識し、約3割が「インターネットから危険（有害）性を軽視する情報を入手した」と回答している。若年層による大麻の乱用拡大が進む中、こうしたインターネットにおける誤情報の流布が、薬物乱用の根絶を図る上で大きな障壁になるおそれがある。

薬物乱用を未然に防止するため、特に青少年を中心に薬物乱用の危険性・有害性を正しく認識させるべく、学校等と連携して薬物乱用防止教室を開催するなど、積極的な広報・啓発を推進することが必要不可欠である。

このため、薬物乱用に関する基礎知識及び薬物の具体的な危険性・有害性、薬物乱用への勧誘に対する対応方法等について、啓発対象者の属性に応じた訴求力の高い広報媒体を利用し、科学的知見を理解しやすい内容にする。加えて、関係府省庁が統一的な方針のもとに、必要に応じて連携して活動するなどして、以下の対策を講じることとする。

⑴学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実

児童生徒等が、薬物乱用の危険性・有害性について正しい知識を持ち、薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させることができるよう、小学校、中学校及び高等学校における指導・教育内容の充実を図るとともに、指導者が、科学的知見に基づいた適切な指導・教育方法を修得するため、また、大学等の学生に対する啓発活動の推進を図るため、以下のような取組を行う。

（薬物乱用防止教育の内容の充実強化）

・学校における薬物乱用防止教育は、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科、特別活動の時間はもとより、道徳、総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通じて指導が行われるよう引き続き周知を図る。(文部科学省)

・児童生徒が、薬物乱用の危険性・有害性のみならず、薬物乱用は、好奇心、投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、断りにくい人間関係、宣伝・広告や入手しやすさなどの社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにするため、指導方法の工夫が行われるよう一層の周知を図る。(文部科学省)

・薬物の危険性・有害性等に関する科学的な知見に基づいた薬物乱用防止に関するパンフレットや教材等を作成・配布する。(厚生労働省、警察庁、文部科学省)

(薬物乱用防止教室の充実強化)

・薬物乱用防止教室は、学校保健計画に位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努める。(文部科学省、警察庁)

・関係機関が連携し、薬物乱用防止教室で活用するための有効な資材の研究・開発を行う。(厚生労働省、警察庁、文部科学省)

・薬物等に関する専門知識を有する警察職員、麻薬取締官、学校薬剤師、矯正施設職員、保健所職員、税関職員等が連携し、学校等における薬物乱用防止教室を充実強化する。(文部科学省、警察庁、財務省、法務省、厚生労働省)

・薬物乱用防止教室の開催に際して、薬物乱用防止広報車を活用するなどして児童生徒の薬物乱用根絶意識の向上を図る。(警察庁)

・学校警察連絡協議会、研修、講演等を通じた情報交換を実施することで、学校と警察等の関係機関との連携を一層強化する。(文部科学省、警察庁、法務省)

・薬物乱用防止教室等に対し、要請に応じて薬物乱用防止指導員等の講師派遣や教材提供を行い、児童生徒等に対する薬物乱用防止の啓発を推進する。(厚生労働省)

(研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上)

・薬物乱用防止教育に携わる指導者に対する研修会や講習会を開催するとともに、最新かつ正確な薬物知識を掲載した資材等を提供するなどし、指導方法及び指導内容の充実強化を図る。(文部科学省、警察庁、厚生労働省)

・教員以外の指導者による効果的な指導に必要な薬物乱用に関する最新の知見のみならず、児童生徒の発達段階、学校における指導状況等への理解を深めるため、国、都道府県、関係機関等が開催する研修会の充実を図る。(文部科学省)

・薬物乱用防止教室の講師等を行う薬物乱用防止指導員の育成と資質向上を図る。(厚生労働省)

(大学等の学生等に対する薬物乱用防止のための啓発の推進)

・大学等の学生に対して、講習会を実施するなど、薬物乱用防止に関する啓発活動を推進する。(文部科学省、厚生労働省、警察庁)

・大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発資料を作成・配布し、大学等に対し入学時のガイダンスにおける活用を促すなど、啓発・指導の充実を図る。(文部科学省)

・大学等の学生担当の教職員が集まる会議等において「大学生等に対する薬物乱用防止のための啓発用パンフレット」の活用や大学等での取組の促進について理解啓発を図る。(文部科学省)

(薬物乱用少年の早期発見・補導等の推進)

・街頭補導活動による薬物乱用少年の早期発見・補導を通じて、薬物乱用防止を図る。(警察庁)

・少年のたまり場となりやすい店舗・場所の管理者等に対して、警察への早期通報等について協力を要請する。(警察庁)

・少年補導員等に対して、少年の薬物乱用状況や乱用薬物についての知識の向上を行う。(警察庁)

(2)有職・無職少年に対する啓発の強化

少年の覚醒剤事犯・大麻事犯検挙者のうち、有職・無職少年の占める割合が高い反面、このような少年に対する薬物乱用防止教育が十分に行き届いていない状況にある。そこで、有職・無職少年の生活状況に対応しつつ、薬物乱用防止に関する啓発に触れる機会を提供するとともに、手法を工夫した啓発を引き続き実施する必要があるため、以下の取組を行う。

(労働関係機関・団体等による啓発の推進)

・有職・無職少年に向けた薬物乱用防止啓発読本を作成し、配布する(厚生労働省)

・労働関係機関・団体等と連携し、社員研修等を通じた薬物乱用防止に関する啓発を実施する(警察庁)

(インターネット等を活用した広報・啓発の推進)

・ウェブサイト、SNSへの薬物乱用防止パンフレット等の掲載を通じて情報を発信する。(警察庁、厚生労働省)

・青少年が多く利用するSNSや動画配信サイトにおける啓発活動を実施する。(警察庁)

(薬物乱用少年の早期発見・補導等の推進)(再掲)

(3)国際的な人の往来の増加に向けた海外渡航者に対する広報・啓発活動の推進

新型コロナウイルス感染拡大の影響により低迷していた海外渡航者の急増が見込まれる中、海外渡航者に対し、我が国と諸外国の薬物規制状況の違いを正しく周知し、渡航先において興味本位で薬物を乱用することを防止するとともに、「運び屋」への勧誘に応じることの危険性等について、十分に注意喚起を行う必要があることから、以下の取組を行う。

・ウェブサイト等を活用し、海外渡航者等に向け、違法薬物の危険性、海外で

の違法薬物の所持、「運び屋」として利用される密輸等の危険性や大麻を原材料とする食品等の持ち帰りに関する注意喚起を行うとともに、政府の取組の周知を行う。（警察庁、財務省、外務省、厚生労働省）

・海外渡航に関係する事業者等に対し、渡航先における薬物乱用の危険性や薬物乱用防止に関するポスターの掲示、ウェブサイト等の紹介を依頼する。（厚生労働省、警察庁）

(4) 国民全体の規範意識の向上に向けた広報・啓発活動の推進

青少年による薬物乱用を防止するためには、学校教育のみならず、国民全体の規範意識の向上が肝要であり、国民生活のあらゆる機会を捉え、様々な広報媒体を活用して、乱用著しい大麻をはじめとする違法薬物について科学的知見に基づいた効果的な広報・啓発を実施する必要があるため、以下の取組を行う。

（家庭や地域における薬物乱用防止に関する広報・啓発の推進）

・青少年の保護者や地域社会を対象とした薬物乱用防止啓発パンフレットを作成し配布するなどして薬物乱用防止広報・啓発を推進する。（警察庁、厚生労働省）

・SNSやウェブサイト等、インターネットを通じて青少年へ伝わる有害情報への対策としてフィルタリングの導入を促進する。（警察庁）

・〝社会を明るくする運動〟の一環として、薬物乱用問題をテーマとした地域住民を対象とする講演会、住民集会、ケース研究等を実施し、講師を派遣する。（法務省）

・ウェブサイト等を通じて、学校等における薬物乱用防止教室の講師を広く募集する。（厚生労働省）

・薬物等を含む各種依存症の予防に資するため、児童生徒や学生、保護者、地域住民等に向けた啓発講座等を実施する。（文部科学省）

（地域における相談窓口の周知）

・ウェブサイトやリーフレット等の広報媒体のほか、研修会、講習会、各種運動等のあらゆる機会を通じた相談窓口の周知により相談機関の積極的な活用を図る。（厚生労働省、こども家庭庁、警察庁、消費者庁、法務省、財務省、文部科学省）

（街頭キャンペーン等による啓発の推進）

・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6月20日～7月19日）を始め、「不正大麻・けし撲滅運動」（5月～6月）、「薬物乱用防止広報強化期間」（6月～7月）、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月）、「社会を明るくする運動」（7月）、「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」（10月～11月）等の月間運動や「薬物銃器犯罪根絶の集い」等のキャンペーンにおいて、青少年及び青少年育成関係者に対し、薬物乱用の危険性・有害性や薬物乱用防止のための指導方法等についての広報啓発活動を一層積極的に展開する。（こども家庭庁、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省）

・関係機関、ボランティア団体等と連携し、駅前や街頭でのキャンペーン等を実施する。（警察庁、財務省、厚生労働省）

（各種業界団体等への啓発活動）

・自動車運送事業者に対し、監査や講習等を通じ、薬物の使用禁止の徹底を周知する。（国土交通省）

・関係団体に対し、各種乱用防止運動等への参画を通じ、薬物乱用防止の啓発を依頼する。（厚生労働省）

（関係機関・団体と連携した情報共有体制の構築及び活用）

・相談機関間の連携強化により迅速な情報共有体制を構築する。（厚生労働省、警察庁、法務省、財務省、文部科学省）

・各種啓発ポスターやチラシ等を作成し、関係機関・団体へ配布する。（厚生労働省、こども家庭庁、警察庁、法務省、財務省、文部科学省）

・薬物の専門知識を有する有識者、関係機関等と連携し、啓発活動を実施する。（厚生労働省）

（大麻等違法薬物の有害性・危険性等、エビデンスに基づくデジタルツール等の媒体を効果的に活用した広報・啓発）

・薬物の危険性・有害性等に係る最新の科学的知見を収集、関係機関・団体と共有し、エビデンスに基づく情報を広報・啓発資材に反映させることで内容の充実を図る。（警察庁、厚生労働省）

・違法薬物による死因については、医師による死亡診断書・死体検案書への適切な記載とともに、警察等の情報提供により、適切に市町村と共有を図る。（厚生労働省、警察庁）

・ウェブサイト、SNS、啓発用動画等を始めとしてより青少年の目に触れやすい広報媒体を活用するとともに、政府広報とも連携した情報発信を行うほか、薬物の危険性・有害性等を強く印象付ける画像等を用いるなど、手法を工夫し、内容を充実させ、啓発活動を強化する。（厚生労働省、警察庁、内閣府）

・「あやしいヤクブツ連絡ネット」を通じて、インターネット上で販売される薬物等の関連情報を収集・提供するとともに、薬物乱用の危険性・有害性等の周知を行う。（厚生労働省）

・デジタル広告を活用し、若年層や大麻への関心が高い者に対する効果的な広報・啓発を実施する。（厚生労働省）

・ウェブサイトや税関展示室等を活用し、広く一般国民に対して税関における水際取締対策等を広報する。（財務省）

・啓発ポスターやチラシを、消費生活センター等の協力を得て配布する。（消費者庁）

（意識調査の実施）

・青少年を中心とした国民の薬物乱用に関する意識調査を行うなどして広報・啓発活動の効果を確認するとともに、意識調査の結果を広報啓発活動に反映させるなど、広報・啓発施策の一層の充実を図る。（厚生労働省、警察庁）

目標2
薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

薬物乱用者の中には、犯罪をした者であると同時に、薬物依存症の患者である者も含まれることから、政府においては、これまで、矯正施設や保護観察所における専門的プログラムの実施といった改善更生に向けた指導を充実させてきた。また、薬物を使用しないよう指導するだけではなく、薬物依存症からの回復に向けて、地域社会の保健医療機関等につなげるための支援や、薬物依存の問題を抱える者が地域で相談や治療を受けられるようにするための相談拠点・専門医療機関の拡充、医療従事者等の育成等を進めてきた。さらに、これまで支援が届きにくかった、保護観察の付かない全部執行猶予判決を受けた者等を含む薬物依存の問題を抱える者に対し、麻薬取締部による専門的プログラムを実施してきた。その結果、覚醒剤取締法違反により受刑した者の2年以内再入率は、平成27年出所者が19・2パーセントであったところ、令和2年出所者は15・5パーセントまで減少するなど、薬物事犯者に対する再犯の防止等に関する施策は、一定の成果を上げてきた。

しかしながら、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関は、いまだ十分とは言い難い状況にあり、薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関等で治療・支援を受けた者の割合は低調に推移している。

これらの課題に対応するため、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関の更なる充実を図るとともに、刑事司法関係機関、地域社会の保健医療機関等の各関係機関が、〝息の長い〟支援を実施できるよう、連携体制を更に強化していく必要がある。

(1)薬物依存症者等への医療提供体制の強化

薬物依存症の治療を提供できる医療機関が限られており、薬物依存症者の中には、遠方の医療機関への通院が困難であり治療を受けない者や治療を中断してしまう者が存在する。薬物の再乱用防止には、薬物依存症からの回復に向けて適切な治療を継続して実施する必要があり、認知行動療法に基づく治療回復プログラムの実施を中心とした医療提供体制の充実強化のため、以下の取組を行う。

(専門医療機関の充実)

・都道府県及び政令指定都市における薬物依存症の専門医療機関、治療拠点機関の選定を推進するとともに、認知行動療法を用いた治療・回復プログラムの更なる充実・普及を図る。(厚生労働省)

(治療が可能な医療従事者の育成)

・薬物依存症の治療に当たる医療従事者の専門性を向上するための認知行動療法等の研修を実施するとともに、精神科以外の医療機関に勤務する医療従事者の対応力向上や潜在的な薬物依存症者の早期発見、早期対応に資するための研修の充実を図る。(厚生労働省)

(2)刑事司法関係機関等が連携した社会復帰につなげる息の長い指導・支援の推進

薬物の再乱用を防止するためには、薬物依存症の患者である場合もある薬物事犯者に対し、薬物を使用しないよう指導することに加え、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせ、適切な治療・支援を受けさせる等、刑事施設等入所中から保護観察を経て地域移行に至るまでの継続的かつ長期的な指導・支援を充実させることが重要であることから、以下の取組を行う。

(矯正施設における効果的な指導・支援の推進)

・矯正施設における適切なアセスメントの実施を推進し、再犯リスクを踏まえた効果的な指導を実施するとともに、薬物指導等体制を整備する。(法務省)

(保護観察対象者に対する効果的な指導・支援の推進)

・薬物再乱用防止プログラムを特別遵守事項に義務付けて実施するとともに、同プログラムに基づく指導を義務付けられない者に対しては、自発的意思に基づく簡易薬物検出検査を受けるよう働き掛ける。(法務省)

・薬物依存のある保護観察対象者に対し、必要に応じて地域の医療機関における医療や精神保健福祉センター等における支援を受けるよう働き掛ける。(法務省)

・必要な知識・資格等がなく、又は自己の能力に応じた適切な職業選択ができないなどにより、求職活動が円滑に進まない場合や一旦就職しても離職してしまう場合などがあるという課題を踏まえ、薬物依存のある者を含む保護観察対象者に対し、就労に向けたきめ細かな支援の充実を図る。(法務省)

・薬物依存のある刑務所出所者等の再乱用防止対策等を充実強化し、引き続き地域においても適切な支援を受けることができるよう、地方更生保護委員会及び保護観察所における所要の体制整備を図る。(法務省)

・薬物依存からの回復等に関する専門家を招へいし、薬物依存のある保護観察対象者の処遇に当たる保護観察官を対象として薬物依存対策研修やスーパーバイズを実施する。(法務省)

(保護司適任者の確保と活動基盤の強化)

・薬物依存のある保護観察対象者の社会復帰支援を担う保護司の安定的確保を推進するため、保護司候補者検討協議会や保護司活動インターンシップの実施等を通じて保護司適任者の確保に努めるとともに、保護司活動に伴う様々な負担を軽減するため、更生保護サポートセンターの活用や保護司活動の一層のデジタル化を図るなどして、保護司の活動基盤を強化する。(法務省)

(更生保護施設における社会復帰支援体制の強化)

・更生保護施設等において薬物依存のある保護観察対象者等の受入れを促進するとともに、当該施設等の受入れ機能の強化や薬物依存から回復するための

支援を充実させる。（法務省）
・更生保護施設による訪問支援事業を全国展開するなど、地域移行後の継続的支援体制の強化を図る。（法務省）

（刑事司法関係機関による社会復帰支援の推進）

・薬物事犯者の再乱用防止に向けた効果的な方策を検討する。（法務省、厚生労働省）
・薬物事犯者に対する処遇プログラム等に関する矯正・保護実務者連絡協議会の開催を通じて、施設内処遇と社会内処遇の効果的な連携の在り方を検討する。（法務省）
・出所後の帰住先が確保されていない薬物事犯受刑者等に対し、必要に応じて帰住先の確保及び薬物依存からの回復に向けた関係機関との調整等、社会復帰支援を行う。（法務省）
・出所後の帰住先が確保されていない薬物事犯受刑者等に対し、薬物事犯者特有の問題性に焦点を当てた調査を実施し、問題性に応じた出所後の帰住先の確保に係る生活環境の調整を実施する。（法務省）
・刑事施設を満期出所した薬物事犯者等に対し、必要な支援を実施する。（法務省）
・薬物事犯により検挙した執行猶予判決が見込まれる者、保護観察の付かない執行猶予判決を受けた者等について関係機関と連携の上、必要に応じて面接を行い、再乱用防止に資する冊子の配布・情報の提供、認知行動療法に基づいた再乱用防止プログラムの実施、医療機関等への引継ぎなどを行う。（法務省、厚生労働省、警察庁）
・再乱用防止指導の一貫性を保つとともに、対象者に応じた適切な対応を可能とするために、再乱用防止に従事する職員向けの教材等の作成や研修の充実を図る。（厚生労働省）
・公認心理師等の再乱用防止支援員を配置し、職員と連携の上で対象者に応じた適切な支援を実施する。（厚生労働省）

（依存度合に応じた効果的な指導・支援の推進）

・刑事施設において薬物依存の重症度及び再犯リスクを踏まえた効果的な指導及び支援を実施する。（法務省）

（大麻事犯者の特性に対応した効果的な指導・支援の推進）

・少年院における大麻に関する新たな指導教材を作成するなど、大麻使用歴を有する者への指導の充実を図る。（法務省）
・保護観察所における薬物再乱用防止プログラムに大麻に関する指導項目を新設し、大麻事犯者の特性に対応した処遇の充実を図る。（法務省）

(3) 地域社会における本人・家族等への支援体制の充実

薬物依存のある者の再乱用を防止するためには、刑事司法関係機関での対応を終えた後も地域社会の中で引き続き適切な支援を受けることができるよう、地域の医療・保健・福祉機関と連携を図り、適切な機関へつなげていくことが重要であることから、以下の取組を行う。

（相談・支援窓口の周知と充実）

・都道府県及び政令指定都市に依存症相談員を配置した相談拠点を設置し、本人やその家族からの薬物依存症に関する相談支援窓口の充実を図る。（厚生労働省）
・精神保健福祉センター等において、民間団体との連携を図りつつ、本人に対する治療・回復支援や家族に対する支援に取り組む。（厚生労働省）
・法務少年支援センターについての広報を推進する。（法務省）
・薬物依存のある刑務所出所者等の引受人・家族等に対し、薬物乱用の有害性及び当該刑務所出所者等への対応等に関する知識を付与するための講習会・相談会を実施する。（法務省）
・薬物問題を抱える当事者及びその家族に向け、冊子の配布や講習会を開催するなどして相談・支援窓口や民間支援団体の周知を行い、相談機関活用の促進を図る。（厚生労働省、警察庁）
・各地域において、薬物依存症者等を支援する関係機関の連絡会議を開催し、各機関における相談事例を共有するなど、当事者及びその家族等に対する相談体制の充実強化を図る。（厚生労働省）

（自助グループ等民間団体支援の充実）

・薬物依存症からの回復に向けて、薬物依存症者やその家族を切れ目なく支援するため、地域で活動する自助グループ等民間団体の活動を促進するための取組の充実を図る。（厚生労働省）

（相談・支援に携わる人材の育成）

・都道府県及び政令指定都市の精神保健福祉センター等において薬物依存症の相談支援に当たる職員の対応力を強化するため、研修の充実を図る。（厚生労働省）
・障害福祉サービス事業者や相談支援事業者等の薬物依存症者への生活支援に当たる者に対する研修の充実を図る。（厚生労働省）
・職員の専門性向上を図るための各種研修等を実施する。（法務省）

（刑事司法関係機関と地域社会が連携した社会復帰支援体制の強化）

・法務省及び厚生労働省により策定された「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づき、刑事司法関係機関と医療・保健・福祉機関等との一層の連携を図る。（法務省、厚生労働省）
・矯正施設の指導プログラムにおける地域の支援機関等との連携強化を図る。（法務省）
・薬物依存のある保護観察対象者が居住する地域における薬物処遇に関係する機関との連携を図るため、保護観察所において地域支援連絡会議を実施する。（法務省）
・薬物依存のある保護観察対象者の処遇に係るケア会議の実施を通じて関係機関との連携の強化を図る。（法務省）
・医療機関等に通院等する保護観察対象者の同意を得て、医療機関等から医療・支援状況に係る情報提供を受け、当該保護観察対象者の心身の状況を踏まえた適切な指導等を実施する。（法務

省）

・薬物依存のある保護観察対象者が当該依存に至った自己の問題性について理解を深めるとともに、規制薬物等に対する依存の影響を受けた生活習慣等を改善する方法を習得することを目的とした薬物依存回復訓練の実施について、民間の薬物依存症リハビリテーション施設等に委託する。（法務省）

・地域における薬物依存症者を支援する関係機関の連絡会議を開催し、各地域での薬物依存症に関する課題を共有・協議する等し、連携強化を図る。（厚生労働省）

・少年による薬物再乱用を防止するため、個々の少年の状況に応じた立ち直り支援活動を推進する。（警察庁）

(4) 薬物依存症に関する正しい理解の促進

薬物依存症は適切な治療・支援により回復可能な病気であるため、薬物依存症に対する正しい知識の国民への啓発を行い、薬物依存症からの回復や、社会復帰を目指す者を地域共生社会の一員として社会全体で支えるなどの偏見の解消に努めることが重要であることから、以下の取組を行う。

（正しい理解の促進）

・薬物依存症の正しい知識と理解について広く国民に浸透し、薬物依存症者やその家族が適切な治療や支援に結びつく社会を実現するため、積極的かつ継続的な普及啓発を実施する。（厚生労働省）

・薬物問題に悩む家族、地域の相談窓口担当者及び民間支援団体等に対して講習会を開催し、依存性薬物の使用による危険性・有害性や心身に与える悪影響及びその対処方法並びに薬物依存症・中毒等に関する正しい知識・意識の理解を促進する。（厚生労働省）

(5) 薬物乱用の実態や再乱用防止に向けた効果的なプログラムに関する研究の推進

より効果的な薬物の再乱用防止施策を推進するためには、薬物乱用実態の把握が必要であるとともに、薬物依存症の治療及び社会復帰支援の効果の測定が不可欠であることから、以下の取組を行う。

（薬物乱用実態の研究の推進）

・薬物依存のメカニズムや薬物の毒性等に関する研究、薬物乱用・依存の疫学的研究、薬物乱用・依存に関する意識・実態調査、薬物依存症・中毒者に対する支援の在り方に関する研究等を推進する。（厚生労働省）

（治療回復プログラム等の指導・支援方策の効果検証の推進）

・刑事施設及び保護観察所における処遇プログラム及び地域の保健・医療機関等における支援等を受けることによる効果等を検証する。（厚生労働省、法務省）

・全国の精神科医療機関の協力の下、各施設を受診した薬物依存症・中毒者の症例等、依存性薬物に関する情報の収集、分析及び評価を行う。（厚生労働省）

・各地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）において実施している再乱用防止支援の結果等について分析及び評価を行う。（厚生労働省）

目標3

国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

平成10年5月に第一次となる薬物乱用防止五か年戦略が策定されてから四半世紀にわたり、関係機関が緊密に連携し、薬物密売組織と末端乱用者、すなわち供給と需要の両面において徹底した取締りを実施した結果、覚醒剤事犯を大幅に減少させた。しかしながら、大麻をはじめとする他の薬物の乱用が顕著になり、結果として薬物事犯全体の検挙人員はここ数年横ばいを推移している。

営利事犯においては、暴力団構成員や外国人が高い割合を占めており、依然として、暴力団や外国人犯罪組織等と薬物事犯との深い関与がうかがわれる。薬物犯罪収益については、ＦＡＴＦ（金融活動作業部会）第四次対日相互審査報告（令和3年8月公表）を受け、令和4年12月、麻薬特例法が改正され、薬物犯罪収益等隠匿の罪等の法定刑が引き上げられた。これらを踏まえ、一層効果的な薬物犯罪収益に係る取締り、剝奪等が求められている。

また、大麻事犯の摘発者が後を絶たず、大麻乱用期の渦中とも評されることから、早期の鎮静化に向けた対応が必要である。

さらに、薬物の密売についてサイバー空間を悪用した手口も拡大し、より一層巧妙化・潜在化している。

加えて、大麻と類似した精神活性を有する未規制物質も発見されており、大麻に関する乱用状況がめまぐるしく変化する中、これらの指定薬物への速やかな指定等の対応も求められている。

これらの不正薬物の流通等を阻止するためには、薬物の供給源となる薬物密売組織を壊滅するとともに、末端乱用者に対する取締りを徹底する需給両面からの対策が必要であり、暴力団等の薬物犯罪組織の実態やその相互の結節点の解明、末端乱用者から入手先への捜査、巧妙化する密売手口等の情報収集や分析等を関係機関が連携して推進する必要があることから、以下の対策を講じることとする。

(1) 暴力団、準暴力団等及び国際犯罪組織の薬物密売対策の推進

暴力団等の国内薬物密売組織に打撃を与えるため、関係機関が連携し、取締りを強化するとともに、厳正な科刑の獲得に努めて首領等構成員の長期社会隔離を図る必要があることから、以下の取組を行う。

（捜査基盤の整備と連携強化）

・関係機関において薬物を専門とする捜査、情報分析、鑑定等の組織体制を強化する。（警察庁、法務省、財務省、厚生労働省、海上保安庁）

・関係機関による合同捜査・共同捜査を推進する。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）

・関係省庁による「薬物対策関係取締機

関情報交換会」等の会議を通じ情報交換を促進して連携を強化するとともに、関係部門も含めて共通の理念に基づく取締りを推進する。（警察庁、法務省、財務省、厚生労働省、海上保安庁）

・関係機関間の人事交流及び研修への相互派遣を推進する。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）

・語学能力を備えた捜査官の育成等、通訳体制の整備・充実を図る。（警察庁、法務省、厚生労働省、海上保安庁）

（組織の中枢に位置する者に対する取締り強化）

・薬物密売に関わる暴力団等に係る情報を集約・分析して取締りに活用する。（警察庁、厚生労働省、海上保安庁）

・末端乱用者の取締りを端緒として、その薬物供給源である暴力団等の薬物密売組織による薬物密売の実態を解明し、首領、幹部等の中枢に位置する者の検挙により組織の壊滅・弱体化を図る。（警察庁、厚生労働省、海上保安庁）

（麻薬特例法等を活用した厳正な科刑の獲得による長期隔離）

・業として行う薬物密売等の事犯について営利性、常習性等の立証に努め、麻薬特例法第5条を適用するなど厳正な科刑の獲得を図る。（警察庁、法務省、厚生労働省、海上保安庁）

（関係機関との情報共有の強化）

・不法滞在外国人に関する情報を収集・分析し、関係機関と連携した摘発等を強化する。（警察庁、法務省）

・関係機関において外国人薬物密売組織の構成員、役割分担、密売手口等に関する情報を共有して実態を解明する。（警察庁、厚生労働省、海上保安庁）

⑵薬物犯罪収益対策の推進

薬物密売組織に打撃を与えるためには、資金面の対策が必要であることから、薬物犯罪収益に係る取締り、剣奪等を図るため、以下の取組を行う。

（薬物犯罪収益等に係る情報集約・分析・活用の推進）

・薬物犯罪収益等に係る実態解明を推進して、薬物犯罪収益等の隠匿・収受行為の発見に努める。（警察庁、法務省、厚生労働省、海上保安庁）

・薬物犯罪等に係る疑わしい取引に関する情報の集約、整理及び分析、捜査機関等への提供を迅速・的確に行うとともに、同情報を捜査に活用する。（警察庁、厚生労働省、海上保安庁）

（薬物犯罪収益等の剣奪の徹底）

・薬物犯罪収益等の隠匿・収受行為を罰する麻薬特例法第6条及び第7条や、同法第19条及び第20条に基づく没収保全命令及び追徴保全命令を適用し、組織の資金基盤への打撃を与える。（警察庁、法務省、厚生労働省）

・薬物犯罪収益に関する税務当局への課税通報を実施し、犯罪収益の剥奪を強化する。（警察庁、厚生労働省）

（薬物犯罪収益等の移転防止に向けた取組の推進）

・国際的な情報交換のための枠組を構築して、外国の資金情報機関（ＦＩＵ）との情報交換を推進する。（警察庁）

・金融活動作業部会（ＦＡＴＦ）の勧告等を踏まえ、マネー・ローンダリング対策を推進する。（警察庁）

⑶巧妙化・潜在化する密売事犯への対応

秘匿性の高いメッセージアプリ、暗号資産等の利用等、巧妙化・潜在化するあらゆる密売手口に対応するため、関係機関等と連携した情報収集を強化するなど、以下の取組を行う。

（インターネット等サイバー空間を利用した密売事犯への対応強化）

・インターネット・ホットラインセンター（ＩＨＣ）、あやしいヤクブツ連絡ネット等からの通報及びＡＩを用いたＳＮＳ上のサイバーパトロール等により、薬物密売に関する違法情報を収集し、各種法令を駆使した取締りを強化する。（警察庁、厚生労働省）

・違法情報に関する証拠保全や送信防止措置を進めるため、プロバイダ等との協力関係を強化する。（警察庁、厚生労働省）

・ダークウェブ、暗号資産を利用した取引等、密輸・密売手口の潜在化、巧妙化に対処するため、捜査手法の向上、関係機関間との情報共有体制を強化する。（警察庁、厚労省）

・サイバー捜査に特化した部門を中心に、サイバー空間を利用した薬物密売事犯に係る全国的な捜査を展開し、薬物密売組織の壊滅を図る。（厚生労働省）

（各国・地域における薬物密売手口と対策に関する情報収集の推進）

・各国・地域の捜査機関から、課題となっている密売手口やその対策等に関する情報を収集する。（警察庁、厚生労働省、海上保安庁）

⑷大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底

薬物の乱用は乱用者自身の心身をむしばむばかりでなく、乱用者が薬物の影響等により事件や事故を引き起こすなど、周囲へも甚大な被害や影響を及ぼすことがある。また、薬物の購入が暴力団等の薬物密売組織の資金源となっている側面もある。このため、需要側である末端乱用者の取締りにより、薬物の流通阻止及び規範意識の維持向上による需要の削減を図るため、以下の取組を行う。

（薬物乱用者に対する徹底した取締りの推進）

・「匿名通報ダイヤル」等を効果的に活用するなどして違法薬物情報を収集し、末端乱用者に対する取締りを徹底する。（警察庁、厚生労働省）

・船舶への立ち入り検査、海事関係者への違法薬物情報の収集・分析を行い、末端乱用者に対する取り締まりを徹底する。（海上保安庁）

・薬物乱用をほう助する大麻種子の不正輸入・販売者及び大麻栽培器具販売者、注射器の不正販売者等の取締り等を推進する。（警察庁、財務省、厚生労働省）

・乱用が拡大している大麻について、保健衛生上の危害防止の観点から、その乱用実態に応じた法整備を行う。（厚生労働省）

⑸未規制物質等に対する情報収集と迅速な規制等の推進

乱用拡大が懸念されるいわゆる合成カ

ンナビノイドをはじめとした未規制物質等の流通を防ぐためには、鑑定方法の研究を進め、高度化を図るとともに、収集した薬物情報に基づく迅速な規制を実施する必要があるため、以下の取組を行う。

（未規制物質等に関する鑑定・研究体制の強化と情報共有の推進）

・規制薬物類似物質等の未規制物質や、いわゆる大麻濃縮物等の新たな形態の規制薬物への対応に向け、高度な鑑定を行うための資機材等の整備、毒性の評価、鑑定手法の研究・導入を推進する。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）

・新規指定薬物等に関するデータベースの構築及び共有による活用を促進する。（警察庁、財務省、厚生労働省）

・新たな形態の規制薬物や未規制物質について、関係機関による「分析担当官会議」等を通じて情報を共有する。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）

（未規制物質等の迅速な指定の推進）

・未規制物質のうち、精神毒性を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物について、国内外の流通状況等を踏まえた指定薬物への迅速な指定を推進する。（厚生労働省）

・指定薬物の指定に関して、関係機関と情報を共有する。（厚生労働省）

・捜査や税関検査等を通じて把握した未規制物質に関する情報提供により、迅速な指定を支援する。（警察庁、財務省、海上保安庁）

・指定薬物への指定後も不正な流通が継続し、麻薬と同種の有害性等が確認されたものについては麻薬に指定し、規制を強化する。（厚生労働省）

⑹正規流通麻薬、向精神薬等に対する監督強化

医療用として正規に流通している麻薬、向精神薬等が、不正な売買や譲渡受等を通じて乱用されるのみならず、重大事犯に悪用される事例を防止するため、徹底した取締りを行う必要がある。また、医療用麻薬、向精神薬等が国外において乱用されている実態も考慮に入れ、不正流通阻止を徹底することに加え、関係者等による不適正な使用等についても監視を強化する必要があることから、以下の取組を行う。

（国内外における乱用実態の情報集約体制の強化）

・国内外における医療用麻薬、向精神薬等の乱用情報や依存実態を把握するとともに、国内関係機関へ情報を提供する。（厚生労働省）

・市場流通するＣＢＤ製品（大麻由来製品）について、買上調査を実施して成分分析を行い、ＣＢＤ製品市場の実態把握に努める。（厚生労働省）

（向精神薬等を悪用した事案発生防止のための監視・取締りの強化）

・向精神薬の適正管理及び適正使用のため、自治体関係者と協力するなどして医療機関、薬局、取扱業者への立入検査、監視を徹底する。（厚生労働省）

・医療用麻薬、向精神薬等の不正流通等を確認した際に、関係機関と連携の上、積極的に取締りを実施する。（厚生労働省、警察庁）

（関係機関・団体への指導・監督の徹底）

・医療用麻薬の適正使用を促すため、医療関係者に対し、医療用麻薬適正使用推進講習会を実施する。（厚生労働省）

・医療用麻薬、向精神薬等の適正管理について、自治体関係者と連携するなどして医療機関、取扱業者、薬局等への指導・監督を徹底する。（厚生労働省）

目標４　水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

薬物乱用を防止するためには、需要の根絶を図るとともに、その供給を遮断することが肝要である。覚醒剤を始め、我が国で乱用される薬物のほとんどは海外から密輸されたものと考えられ、水際での押収量は、７年連続１トンを超えていることからも、国内の根強い薬物需要がうかがえる。近年では、国際郵便等を用いて小口の荷物を多数回送りつけるショットガン方式と呼ばれる密輸手法や、蜂蜜等の食品やシャンプーに偽装して液体大麻を密輸する手法など、その手口の巧妙化が見受けられる。

また、訪日外国人について、政府は令和７年までに令和元年水準を超えることを目標とするなど、今後、我が国への出入国旅客数が増加すると見込まれることから、各国の薬物事情を踏まえた訪日外国人に対する広報・啓発活動を推進し、薬物の持ち込み事案を防止するとともに、旅客に紛れた密輸事犯の摘発強化を実施することが重要である。

さらに、我が国への薬物密輸を阻止するため、水際対策の徹底を引き続き図るとともに、密造に用いられるおそれのある原料物質についても適切な貿易管理を行うことが必要である。

このような不正薬物の密輸阻止に向けた水際対策の徹底を図っていくためには、密輸等に関する情報収集・分析能力を高めるとともに、関係機関が連携して水際における薬物取締体制を強化する必要がある。

このため、関係機関による密接な連携の下、以下の対策を講じることとする。

⑴密輸等に関する情報収集の強化

国際物流や出入国旅客が増大する中、効果的な水際取締りを行うためには、情報収集の強化と分析能力の向上を図り、取締り・検査対象を的確に絞り込むことが不可欠である。このため、以下の取組を行う。

（関係機関からの情報収集の推進）

・国内外関係機関と連携し、密輸情報の早期入手に努め、分析を実施することにより核心を突いた情報として活用する。（警察庁、財務省、海上保安庁、厚生労働省）

（国民・民間団体等からの情報収集の推進）

・マスメディア、ウェブサイト等を効果的に活用し、薬物相談電話、密輸情報ダイヤル（０１２０－４６１－９６１）、海の緊急通報用電話番号

１１８番等を積極的に広報するとともに、あらゆる機会を利用し、国民から広く密輸等の情報提供を求める活動を強化する。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）

・民間事業者、海事・漁業関係者等との連携を通じて密輸関連情報の提供を要請するなど通報体制を確立する。（警察庁、財務省、海上保安庁）

（事件等を通じた情報収集の推進）

・検挙事件から、密輸組織の実態に迫る情報の入手に努める。（警察庁、厚生労働省、海上保安庁）

・密輸入対策関係省庁会議等の場を通じ、薬物が積み出されるおそれの高い国・地域と関連する船舶、貨物、人等密輸情勢に関する情報等の一層の共有を図る。（財務省、警察庁、厚生労働省、海上保安庁、法務省）

（組織・装備の強化）

・情報収集活動を一層強化するため、情報収集・分析体制の整備に努める。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）

・薬物密輸入を想定した合同取締訓練を実施し、取締機関間の連携や能力向上に努める。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）

（原料物質の輸出入対策・管理体制の強化）

・原料物質の国際的な輸出入動向と使用実態を把握するため、国際麻薬統制委員会（ＩＮＣＢ）との連携を図る。（厚生労働省、経済産業省）

・原料物質の適正流通のために、事前通知制度を活用して原料物質の輸出入の監視を強化する。（厚生労働省）

・原料物質の適切な貿易管理のため、厳正な審査や広報啓発活動を実施する。（経済産業省）

・関係機関と連携して合同立入検査等を実施し、原料物質の輸出入取締りを強化する。（海上保安庁）

・原料物質の適正な流通を確保するため、麻薬・覚醒剤原料取扱業者に対して、立入検査を実施する。（厚生労働省）

⑵ 薬物密輸ルートの解明と水際における取締体制の構築

薬物の国内流入を阻止するため、密輸関連情報や検査機器等の有効な活用や必要な人員の確保により、取締体制の強化を図ることが必要である。このため、以下の取組を行う。

（海上・港湾等における監視・取締体制の強化）

・新たな装備資機材の活用を含め海上や港湾等における監視・取締体制の強化、不審な貨物や船舶に関する情報等の収集に努める。（海上保安庁、警察庁、財務省、厚生労働省）

・関係機関の相互補完のための情報交換の充実、合同による船舶への立入り検査、張込みや調査等を推進する。（海上保安庁、警察庁、財務省）

・薬物密輸組織に対する内偵捜査等の強化のための体制の整備を図る。（警察庁、厚生労働省、海上保安庁）

（密輸手口の分析と対応した取締りの推進）

・関係機関間の緊密な協力を図り、各種捜査手法の向上に努める。（警察庁、厚生労働省、海上保安庁）

・いわゆる「闇バイト」を利用した密輸等新たな形態の密輸手口に関する情報収集・分析を推進し、これを活用した取締りを推進する。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）

・密輸手口等の密輸関連情報の収集・分析能力等を一層向上させ、検査対象を絞り込んだ重点的な取締りに努める。（財務省）

・薬物が積み出されるおそれのある国及び地域と関連する船舶、貨物、人等密輸情勢に関する情報の分析を実施し、これを共有し取締りに反映する。（海上保安庁）

（密輸リスクに対応した取締りの実施）

・旅客・貨物（郵便物含む）に関する事前情報等を活用した取締りの充実・強化を図る。（財務省）

・要注意船舶及び人物等に関するデータベースの充実を図るとともに、集約した情報を分析評価の上、対象船舶等を絞り込み、効果的な監視・取締りを図る。（海上保安庁）

（巧妙化する密輸手口に対応した取締機器の増強・開発等）

・薬物密輸組織に対する視察内偵活動等の強化のため必要な資機材の整備に努める。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）

・Ｘ線検査装置等の取締・検査機器の適正配備に努め、これらを有効に活用し、水際取締の強化を図る。（財務省）

・巧妙化する密輸手口に対応するため、最新の技術を採用した取締・検査機器の調査・研究を進める。（財務省）

（密輸等に関する薬物分析の推進）

・薬物の分析方法の研究・開発を継続して推進する。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）

・関係省庁間又は研究機関間において、会議等を通じて海外で流行する乱用薬物並びに最新の鑑定・分析方法等に関する情報交換及び薬物分析体制の強化を図る。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）

・麻薬等を保護基によってマスキングした未規制物質について、迅速な分析技術の確立や、その情報共有を進める。（厚生労働省）

⑶ 水際と国内の関係機関が連携した薬物取締りの徹底

密輸事犯の取締りを効果的・効率的に実施するためには、水際と国内の関係機関が十分に連携して取締りを行う必要がある。このため、以下の取組を行う。

・コントロールド・デリバリー捜査の積極的な活用等に向け関係機関が協働して、合同捜査を積極的に推進するとともに、捜査等を通じて入手した情報を分析し、暴力団等と海外密輸組織の結節点を解明する。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）

・令和５年６月に開催されたＷＣＯ－ＵＰＵグローバルカンファレンスにおける共同宣言（東京宣言）を踏まえ、通関電子データ（ＥＡＤ）の送信義務化を実現するとともに、国際郵便の検査に係る現場レベルでの一層の連携強化が図

られ、税関による国際郵便物の検査が効果的に行われるよう、日本郵便株式会社に協力を要請する。（総務省、財務省）

・関係機関の緊密な連携により、捜査手法を共有し、薬物取締を徹底する。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）

・関係機関の専門性の相互補完を図り、共同で行う船舶に対する検査、張込み、調査等の一層の連携強化を図る。（財務省、海上保安庁）

⑷国際的な人の往来の増加に向けた訪日外国人に対する広報・啓発活動の推進

今後、出入国旅客の一層の増加が見込まれる中、訪日外国人による薬物の持込みを防ぐため、あらゆる機会を捉えて継続的かつ効果的に広報・啓発を実施する必要がある。このため、以下の取組を行う。

・ウェブサイト等の広報媒体を活用し、日本国内での薬物規制状況を多言語で発信することにより、訪日外国人に対して規制薬物持込み禁止に関する広報・啓発を強化する。（財務省、警察庁、厚生労働省、海上保安庁、法務省）

・航空会社・空港会社等の民間事業者・団体に対し、規制薬物持込み禁止に関する広報協力の働きかけを実施する。（厚生労働省、警察庁、財務省）

・船主・運航会社等に対して規制薬物持込み禁止に関する広報・啓発活動を実施する。（海上保安庁）

・国際会議等の機会や在外関係機関等を通じて、規制薬物持込み禁止に関する広報・啓発活動を実施する。（警察庁、海上保安庁、厚生労働省）

目標5　国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

違法薬物は大陸や海洋をまたぎ世界規模で取引され、国際的な犯罪組織の資金源とされている。我が国で乱用される薬物は、そのほとんどが海外から密輸入されるものであり、我が国への薬物仕出国や中継国は多様化してきていることからも、薬物乱用防止対策として、海外の乱用情勢を把握し、各国・地域と連携して国際的な薬物取締網を構築することが重要である。

近年、嗜好用途での大麻の使用を合法化する国が増えてきているが、国際麻薬統制委員会における２０２３年の年次報告によると、合法化による消費率の増大や、違法市場の拡大、組織犯罪の拡大という差し迫った問題への対処に成功しておらず、大麻の使用によって生じる害の認識を低下させることになったと報告されており、引き続き条約を遵守した上で大麻等を規制することの重要性を発信する必要がある。

その他国際的には米国におけるオピオイド危機や新たに出現するＮＰＳ（新精神活性物質）対策等引き続き公衆衛生に対する深刻な脅威を抱えており予断を許さない状況である。

我が国は国際社会の一員として各国・地域と連携を強化し、上記の課題に対処し、国際社会での主導的役割を担うためにも、以下の対策を講じることとする。

⑴国際的な取締体制の構築による国内への薬物流入阻止

日本国内で流通する違法薬物の大半が諸外国から密輸入されている現状を踏まえ、国際的な薬物取締網を強化し、国内への薬物流入を阻止するため、以下の取組を行う。

（条約・協定等を活用した国際捜査協力の推進）

・薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域及びその他の周辺諸国との情報交換及び密輸取締りの一層の強化のため、国際捜査共助や逃亡犯罪人引渡しを積極的に活用しつつ、国際的な共同オペレーション（国際捜査協力）を進める。（法務省、警察庁、海上保安庁、財務省、厚生労働省）

・薬物の仕出国等に対して、あらゆる機会を通じて、取締強化を含めた積出防止措置の要請と過去の事案の事実関係等の確認を行う。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）

・薬物の仕出国等に対して職員を派遣する等により協力関係を構築し、国際的な連携協力の推進を図る。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）

⑵各国・地域における薬物乱用実態や取締方策の把握

国際社会での薬物乱用問題に対処するには、各国・地域が抱える薬物事情を的確に把握し、その事情に即した対策を講じることが不可欠であることから、各国・地域の対応状況を把握するため、以下の取組を行う。

（薬物乱用対策に係る情報集約体制の強化）

・各国・地域において開催される薬物乱用対策に関する国際会議へ積極的に出席し、各国・地域の薬物乱用対策の把握に努める。（警察庁、厚生労働省、財務省、海上保安庁）

・北太平洋地域の海上保安機関を対象とした「北太平洋海上保安フォーラム」及びアジア地域の海上保安機関を対象とした「アジア海上保安機関長官級会合」に参加し、薬物密輸対策をテーマとした情報交換の場を活用して、薬物乱用対策、薬物密輸対策及び薬物取締方策に関する意見交換等を行い、協力体制の強化を図る。（海上保安庁）

・各国・地域の薬物乱用対策に係る知見を積極的に収集、分析し、適切に発信する。（厚生労働省）

・インターネット対策等をはじめとする各国・地域の薬物事犯に対する捜査手法について情報を収集し、活用する。（警察庁、厚生労働省、海上保安庁）

（国際機関等と連携した薬物乱用対策にかかる情報共有体制の強化）

・国際会議等への参加の機会を利用し、各国機関及び国連薬物・犯罪事務所（ＵＮＯＤＣ）をはじめとする国際機関等と薬物乱用対策に係る情報共有体制の強化を図る。（厚生労働省、警察庁、財務省、海上保安庁）

⑶国際会議・国際枠組への積極的な参画

国連麻薬委員会（ＣＮＤ）における薬物

政策を巡る議論に加え、国連薬物・犯罪事務所（ＵＮＯＤＣ）や国際刑事警察機構（ＩＣＰＯ）等の国際機関を通じた技術協力及び捜査協力の推進に積極的に参加することにより、国際連携を強化するとともに、我が国の薬物対策等への理解を促すため、以下の取組を行う。

（情報交換や連携強化による積極的な国際貢献）

・「アジア・太平洋地域薬物取締機関長会議（ＨＯＮＬＥＡ）」等の地域会議に積極的に出席し、効果的な薬物対策に必要な国際的・地域的取組を推進し、アジア地域の薬物対策を強固にするための施策に関する協議や知見の共有を図る。（警察庁、厚生労働省、財務省、海上保安庁）

・「国連麻薬委員会（ＣＮＤ）」をはじめとする国際会議や各種の専門家会合等に積極的に参加し、我が国の取組や考えについて理解を得るとともに、諸外国関係機関との連携を一層強化していく。（外務省、厚生労働省、警察庁、財務省、海上保安庁）

（我が国の対策に対する国際的理解獲得のための積極的な発信）

・国際社会におけるハームリダクションの議論については、薬物の需要削減と供給削減とのバランス及び各国・地域特有の薬物事情を踏まえた施策のあり方、さらに国ごとの実施の必要性や受容性等に関する我が国の考え方への理解を求める。（厚生労働省、外務省、警察庁、財務省、海上保安庁）

・ダブリン・グループ政策レベル会合への参加を通じて主要先進国間で薬物関連援助政策等についての相互理解を深め、また、地域別ミニ・ダブリン・グループ（我が国は東南アジア地域グループにおいて豪と共同議長国を務めている）における協議プロセスを通じて地域の薬物対策開発支援活動の進捗状況に関する情報発信を行う。（外務省）

・厚生労働省主催の麻薬取締協議会への参加を海外関係機関に対し積極的に働きかけ、日本の薬物情勢や薬物取締に関する議論を通じて、我が国の薬物政策への理解を深める。（厚生労働省）

（協定等を活用した各国関係機関との情報交換）

・不正薬物等の水際におけるより効果的な取締りを実施するため、外国税関当局との間で、不正薬物等に関する円滑な情報交換が可能となる協定等の締結により新たな税関相互支援の枠組の構築を図るとともに、協定締結国の税関当局等との情報交換を活性化し、税関当局間の協力関係を強化する。（財務省）

・国際機関が中心となって設置されている情報共有ネットワークシステム（ＥＷＡ・ＩＯＮＩＣＳ等）等を活用し、各国における乱用薬物の情報収集に努める。（厚生労働省）

(4) 主要な仕出国・地域等との協力体制の強化

複雑化する薬物密輸ルートを遮断するためには、薬物の仕出地、中継地、目的地が連携した取締りを実施する必要があることから、以下の取組を行う。

（技術支援等を通じた国際連携の強化）

・アジア地域をはじめとした仕出国等に対して技術支援や情報交換を引き続き行い、国際的な連携の強化を図る。（厚生労働省、財務省、警察庁）

・国連薬物・犯罪事務所（ＵＮＯＤＣ）主催の研修やセミナーに参加し、薬物密輸等の海上犯罪取締りについて各国関係当局との情報交換を行う。（厚生労働省、海上保安庁）

・世界税関機構（ＷＣＯ）加盟国のアジア・大洋州地域情報連絡事務所等における薬物情報の収集・分析や薬物密輸阻止に関する多国間の取組を積極的に支援する。（財務省）

・アジア、アフリカ等の海上保安機関の現場指揮官クラスを招へいし、薬物密輸等の海上犯罪取締り能力の強化を図る。（海上保安庁）

・「アジア・太平洋薬物取締会議（ＡＤＥＣ）」等の開催を通じた、取締責任者間の意見交換及び知見の共有を促進する。（警察庁）

・国連薬物・犯罪事務所（ＵＮＯＤＣ）を通じて、世界最大のケシ栽培地であるアフガニスタンにおける代替開発等を支援する。（外務省）

・仕出国、経由国又はその周辺国を含む開発途上国の刑事司法関係者を対象とした国際研修を実施し、薬物事犯の捜査・公判、犯罪者処遇及び国際協力に関する共通の課題について、各国の取組や知見を共有する。（法務省）

（薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域等と連携した取締体制の強化）

・主要な薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域及びその他の周辺諸国の捜査機関と連携し、国際捜査共助や逃亡犯罪人引渡しを積極的に活用した国際捜査協力を推進し、取締体制を強化する。（警察庁、法務省、厚生労働省、海上保安庁）

・薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域及びその他の周辺諸国へ職員を派遣し、情報収集等を行い、関係機関との国際捜査協力関係を強化する。（海上保安庁）

・仕出国・地域及びその周辺国・地域の外国当局との情報交換の一層の強化を図る（財務省）

・国際郵便を利用した薬物密輸事犯に係る仕出国の郵政関係機関に対する個別文書の発出や万国郵便連合（ＵＰＵ）国際事務局を通じた加盟国の郵政関係機関に対する文書の発出を通じ、我が国における薬物の輸入制限について、各国の郵便職員や利用者への周知を図るとともに、我が国への薬物の密輸を防止するべく、郵便物の引受検査の徹底を図るよう協力を要請する。（総務省）

・仕出地又は中継地となっている国の取締能力向上の支援を実施する。（警察庁）

・国連薬物・犯罪事務所（ＵＮＯＤＣ）によるグローバルＳＭＡＲＴプログラムを支援し、アジアにおけるＮＰＳを始めとする合成薬物対策への地域的な取組を強化する。（外務省）

○「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金適正化委員会の開催状況

2023年度国連支援募金適正化委員会は、2024年1月31日(水)東京都千代田区の霞山会館・輪花の間で開催され、募金運動結果報告(募金総額27,232,754円)及び国連寄付金(13,500,000円)等の審議事項について了承されました。

また、2024年度募金事業計画案において「ユース親善大使(仮)の派遣事業」が提案され了承されました。

なお、上記派遣事業については、実施要綱の改正案も含め適正化委員会の承認を得て実施される予定です。

○「がん疼痛緩和のための医療用麻薬適正使用推進講習会」の開催状況

この講習会は、ＷＨＯ方式がん疼痛治療法の医療関係者への普及を図り、医療用麻薬の適正使用による疼痛治療を進めるため、医師、薬剤師等による実践的な講演を中心とした講習会として実施しています。

2023年度は厚生労働省などとの共催の下、10月から翌年2月まで全国8か所(徳島県、長崎県、山口県、北海道、岐阜県、大阪府、長野県、宮城県)において、会場参加とオンライン参加を併用したハイブリッド方式により開催しました。

○研究事業の状況

本年度を初年度とする「大麻をはじめとする薬物の効果的な予防啓発活動の実施並びに効果検証ツール及び手法の検討について調査研究」の第2回研究班会議が2024年2月8日に開催されました。

当日は13時30分より開会し、研究代表者である鈴木　勉先生(湘南医療大学薬学部教授・学部長)及び藤野財団理事長からの挨拶に引き続き、各研究分担者より順次これまでの研究成果の発表が行われました。

なお、今後、研究代表者が最終とりまとめを行い、研究報告書は5月中の発刊を予定しています。

○厚生労働大臣感謝状の伝達

令和5年度麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の実施にあたり、舘　親光氏(元330-A地区東京葛飾ライオンズクラブ所属)に対し、永年にわたり薬物乱用防止啓発活動に積極的に参加され多大の貢献をされた功績を称えて、厚生労働大臣感謝状が授与されました。

特に、館氏は、当財団と(一社)日本ライオンズが共同主催して毎年全国で実施される指導者育成事業「薬物乱用防止教育認定講師養成講座」において、財団専任の実践講師としてその役割を務めてこられました。

厚生労働省からの依頼を受けて、12月13日、当財団の藤野理事長より、館氏に感謝状及び記念品が渡されました。

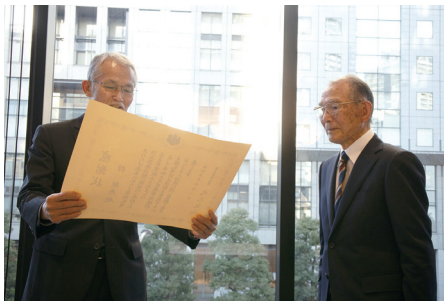

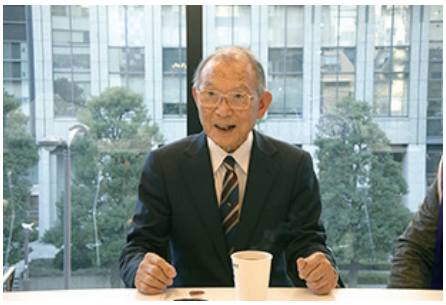

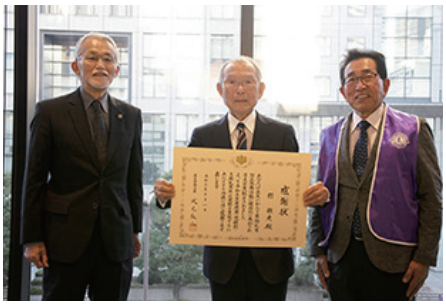

啓発資材のご案内

■あなたに知ってもらいたい　薬物のはなし

大麻取締法等の一部改正を控えた薬物問題について、基礎知識に加え、現状と課題を分かりやすくまとめました。

- ✓日本と世界の薬物事情
- ✓若者の大麻乱用の実態・薄れる罪悪感
- ✓10代では市販薬乱用の割合が拡大
- ✓1回くらいなら薬物を使っても大丈夫？
- ✓薬物はいつでもやめられる？
- ✓薬物乱用は個人の自由？
- ✓薬物を乱用しても平気な人がいる？
- ✓他人に迷惑をかけなければ個人の自由？
- ✓強い意志があれば依存症にならない？
- ✓大麻はたばこより害が少ない？
- ✓合法化の国があるくらいだから安全？
- ✓誘われたらどうすればいいですか？
- ✓なぜ薬物乱用に向かう人がいるのですか？

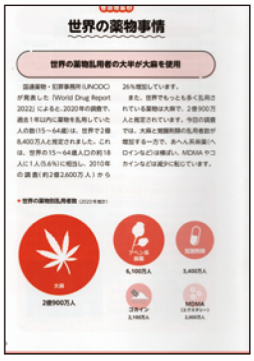

■仕様：B5判 64ページ　表紙4色カラー　本編2色　価格：880円（本体800円＋税）　ISBN978-4-600-01203-8

■薬物標本【D】

新たな薬物標本をラインアップに加えました。

　コンパクトでありながら内容は本格的、持ち運び用のケース付き、標本ケースは取り出せるようになっています。
　覚醒剤・乾燥大麻・ヘロイン・コカインなど主な違法薬物、特に大麻については、部位としてのバッツ、形状としてのジョイント、成分が濃縮化された形態のリキッドやワックスの標本を採用。
　更に若い人たちへの乱用増加が懸念される合成麻薬MDMA、LSDを組み入れました。

■仕様：
サイズ：240×320×30mm
重量：930g
定価：40,000円（本体36,364　円＋税）

各資材の詳細はホームページでご覧ください　https://dapc.or.jp/order/

ご寄付団体及び賛助会員

2023年８月５日から2024年２月13日までに、当センターにご寄付いただいた団体及びご入会いただいた賛助会員は次のとおりです。ご協力ありがとうございました。

〔ご寄付団体・個人〕

ツカモト ミチコ　様　　小畠　剛也　様　　北川けい子　様　　池田　和明　様
原田　　進　様　　大石　雅之　様　　伊藤　恵美　様

(一社) 日本薬局協励会　様　　武田薬品工業(株)　様
東京八王子陵東ライオンズクラブ　様　　塩野義製薬(株)　様
第一三共(株)　様　　ヤンセンファーマ(株)　様
藤本製薬(株)　様　　丸石製薬(株)　様
祐徳薬品工業(株)　様　　久光製薬(株)　様
救急薬品工業(株)　様　　東和薬品(株)　様
テルモ(株)　様　　帝国製薬(株)　様
住友ファーマ(株)　様

〔法人賛助会員〕

(株) アムズメディカル　様（新規）　　日本大学本部競技スポーツ部（新規）

〔個人賛助会員〕

立川　洋輝　様（新規）　田中雄一郎　様（新規）　藤山　智雄　様（継続）　梶原　正和　様（新規）
井桁　秀夫　様（新規）　鳴戸　大二　様（新規）　三口　　巌　様（新規）　横路　　望　様（新規）
杉谷　宏枝　様（新規）　友野　　洋　様（新規）　石﨑　義夫　様（新規）　森　　一男　様（新規）
金子　雄一　様（新規）　玉川　真里　様（新規）　若杉　和久　様（新規）　髙橋　千尋　様（新規）
田口　真悟　様（新規）　篠原久仁子　様（新規）　坂根　良一　様（新規）　川口　栄実　様（新規）
吉田　正利　様（新規）　橋本　信行　様（新規）　井之上　翔　様（新規）　井田　和男　様（新規）
蛯谷　　徹　様（新規）　川江　　修　様（新規）　秋吉　克紀　様（新規）　長尾　幸治　様（新規）
國枝　正彦　様（新規）

KEIRIN

〔公益財団法人ＪＫＡ競輪補助事業 完了のお知らせ〕

この度、2023年度の競輪の補助を受けて、下記の事業を完了いたしました。

本事業の実施により、青少年の薬物乱用に対する危険意識を高め、薬物乱用の予防啓発活動上大きな効果がありました。

記

事業名	2023年度　青少年の健やかな成長を育む活動補助事業
事業内容	(1) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の啓発メッセージ映像の作成・配布 (2) 情報誌「ニュースレター」の発行・配布
補助金額	1,112,816 円
実施場所	東京都港区赤坂２－４－１
完了年月日	2023年９月７日

公益財団法人
麻薬・覚せい剤乱用防止センター
〒107-0052　東京都港区赤坂 2-4-1（白亜ビル9Ｆ）
TEL.03（5544）8436 ～ 7　FAX.03（5544）8473
ホームページアドレス　http://www.dapc.or.jp

小林製薬

イメージ図

筋肉

肩こりの原因物質*

血管

筋肉に溜まった肩こりの
原因物質*を、血行を改善して
流します。

肩こりに、
血行促進成分が
効く。

アンメルツは血行を促進して、
肩の筋肉に溜まった肩こりの原因物質*を流し、
肩こりをラクにします。
*肩こりの原因物質＝疲労物質

肩こり、筋肉痛に

NEW アンメルツ ヨコヨコA 第3類医薬品

販売名：ニューアンメルツヨコヨコA

※使用上の注意をよく読んでご使用ください。 ◎お買い求めはお近くの薬局・薬店・ドラッグストアへ

発売元／小林製薬株式会社 〒541-0045 大阪市中央区道修町4-4-10 KDX小林道修町ビル

小林製薬お客様相談室 0120-5884-01（受付時間 9:00～17:00 土・日・祝日を除く） https://www.kobayashi.co.jp/

あなたの、健康のそばに。

大正製薬

しあわせは、明日も健康であること。

人々の健康意識を高めること、日々の生活をＯＴＣ医薬品でサポートすること。
それが「セルフメディケーション」をスローガンに掲げる私たち大正製薬の使命。
ＯＴＣ医薬品のリーディングカンパニーとして、
より優れた医療用薬品の開発に力を入れるチャレンジャーとして、
常に「生活者の健康でより豊かな暮らし」の実現を目指しています。

大正製薬株式会社 〒170-8633 東京都豊島区高田3-24-1 インターネットホームページ https://www.taisho.co.jp
◎製品についてのお問い合わせは【お客様119番室】電話03-3985-1800 受付時間8:30～17:00（土・日・祝日を除く）

太田胃散からの
ありがとう。

仕事のグチを言い合いながら、
お酒を飲みすぎて胃がつらい。
美味しいものを目の前にしても、
なんとなく食欲がない。
年のせいか、胃が弱ってきたと感じる。
あなたの胃がすぐれない時。
太田胃散を思い出していただき、
ありがとうございます。
親子何代にもわたり、
太田胃散をご愛用いただき、
ありがとうございます。
自然由来、7種類の生薬の良さ。
特有のスーッとする服用感。
それらを引き出すための粉末へのこだわり。
すべては、皆さまの元気な胃のために。
太田胃散
ありがとう いいくすりです。

飲みすぎ・胸やけ・胃の不快感に。
第2類医薬品

Ohta 太田胃散
ありがとう いいくすりです

ヘルスケア イノベーションを推進しています。

ヘルスケア イノベーション。
それは健康を第一に考え、より美しく、より楽しく、
充実した日々を過ごしたいと願う人々への
佐藤製薬からの提案であり、企業理念です。

sato HEALTHCARE INNOVATION
佐藤製薬株式会社
www.sato-seiyaku.co.jp
〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-5-27